

ディスクロージャー

DISCLOSURE

2023

JAえちご上越の現況



えちご上越農業協同組合



はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A えちご上越は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー 2023」を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 5 年 6 月 えちご上越農業協同組合

(注)・農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成した資料です。

・記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。

J A えちご上越のプロフィール (令和 5 年 2 月末現在)

- 名 称 えちご上越農業協同組合
- 本店所在地 新潟県上越市藤巻 5 番 30 号
- 設 立 平成 13 年 3 月 1 日
- 総 資 産 340,551 百万円
- 出 資 金 7,376 百万円
- 自己資本比率 14.75%
- 組 合 員 数 38,047 人
 - 正組合員：15,881 人
 - 准組合員：22,166 人
- 事 業 所 本店・24 支店・1 出張所
- 役 員 数 経営管理委員：25 名
 - 理 事：5 名
 - 監 事：3 名
- 職 員 数 917 名 (うち正職員：612 名、臨時職員等：305 名)

目 次

1. 経営理念	P1	(4) 有価証券に関する指標	
2. 経営方針	P1	① 種類別有価証券平均残高	
3. 経営管理体制	P2	② 商品有価証券種類別平均残高	
4. 事業の概況（令和4年度）	P2	③ 有価証券残存期間別残高	
5. 農業振興活動	P6	(5) 有価証券等の時価情報等	
6. 地域貢献情報	P7	① 有価証券の時価情報	
7. リスク管理の状況	P8	② 金銭の信託の時価情報	
8. 自己資本の状況	P13	③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ 取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
9. 主な事業の内容	P13	2. 共済取扱実績	P52
【経営資料】		(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	
I 決算の状況		(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	
1. 貸借対照表	P19	(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病 共済の共済金額保有高	
2. 損益計算書	P20	(4) 年金共済の年金保有高	
3. 注記表	P21	(5) 短期共済新契約高	
4. 剰余金処分計算書	P40	3. 農業関連事業取扱実績	P53
5. 部門別損益計算書	P41	(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	
6. 会計監査人の監査	P43	(2) 販売品取扱実績	
II 損益の状況		(3) 保管事業取扱実績	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	P43	(4) 利用事業（生産施設）取扱実績	
2. 利益総括表	P44	(5) 加工事業取扱実績	
3. 資金運用収支の内訳	P44	4. 生活その他事業取扱実績	P55
4. 受取・支払利息の増減額	P45	(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績	
III 事業の概況		(2) 利用事業（生活施設）取扱実績	
1. 信用事業	P45	(3) 福祉事業取扱実績	
(1) 貯金に関する指標		(4) 介護事業取扱実績	
① 科目別貯金平均残高		5. 指導事業実績	P55
② 定期貯金残高		IV 経営諸指標	
(2) 貸出金等に関する指標		1. 利益率	P56
① 科目別貸出金平均残高		2. 貯貸率・貯証率	P56
② 貸出金の金利条件別内訳残高		3. その他経営諸指標	P56
③ 貸出金の担保別内訳残高		V 自己資本の充実度に関する事項	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高		1. 自己資本の構成に関する事項	P57
⑤ 貸出金の使途別内訳残高		2. 自己資本の充実度に関する事項	P58
⑥ 貸出金の業種別残高		3. 信用リスクに関する事項	P59
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高		4. 信用リスク削減手法に関する事項	P62
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金 融再生法開示債権区分に基づく債権の 保全状況		5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	P63
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協 法に基づく開示債権の状況		6. 証券化エクスポージャーに関する事項	P63
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減 額		7. 出資その他これに類するエクスポージャー に関する事項	P63
⑪ 貸出金償却の額		8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャーに関する事項	P64
(3) 内国為替取扱実績		9. 金利リスクに関する事項	P65

VI 連結情報

1. グループの概況・・・・・・・・・・ P 67

- (1) グループの事業系統図
- (2) 子会社等の状況
- (3) 連結事業概況（令和4年度）
- (4) 最近5年間の連結事業年度の主要な

経営指標

- (5) 連結貸借対照表
- (6) 連結損益計算書
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書
- (8) 連結注記表
- (9) 連結剰余金計算書
- (10) 農協法に基づく開示債権
- (11) 連結事業年度の事業別経常収益等

2. 連結自己資本の充実の状況・・・・・・ P 95

- (1) 自己資本の構成に関する事項
- (2) 自己資本の充実度に関する事項
- (3) 信用リスクに関する事項
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の
取引相手のリスクに関する事項
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項
- (7) オペレーショナル・リスクに関する事項
- (8) 出資その他これに類するエクスポー
ジャーに関する事項
- (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用
されるエクスポージャーに関する事項
- (10) 金利リスクに関する事項

【財務諸表の正確性等にかかる確認】

財務諸表の正確性等にかかる確認・・・・・・ P 104

【JAの概要】

- 1. 機構図・・・・・・・・・・ P 105
- 2. 役員構成（役員一覧）・・・・・・ P 107
- 3. 組合員数・・・・・・・・・・ P 107
- 4. 組合員組織の状況・・・・・・・・・・ P 108
- 5. 特定信用事業代理業者の状況・・・・・・ P 109
- 6. 地区一覧・・・・・・・・・・ P 109
- 7. 沿革・あゆみ・・・・・・・・・・ P 109
- 8. 店舗等のご案内・・・・・・・・・・ P 110

【法定開示項目掲載ページ一覧】・・・・・・ P 111

ごあいさつ

平素は JA の事業と活動に特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在農業を取り巻く環境は、国際的な紛争や世界的な原材料の輸出規制が、肥料・農薬の価格高騰を招き、また、コロナ禍により下落した主食用米価格も以前の水準まで戻らず、農業経営にとって厳しい状況となっております。そのような環境の下、当 JA では、生産資材の供給に対し利用高配当を行うなど、持続可能な農業を確立させるべく、農業経営支援に全力で取り組んできました。今後も、組合員との対話によりいただいた意見・要望に基づき、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んでまいります。

令和 4 年産米は、上越地域の作況指数が 102 の“やや良”となりましたが、生産者の皆さまから数字ほどの成果が実感できないという声が多く聞かれました。また、品質では、夏季の低温・長雨が農作物の生育に影響を与え、上位等級比率は 60.5% となり、前年より 21.1% 低下しました。常態化する異常気象下でも収量確保と品質向上の下支えとなるよう、土づくり資材への助成や、高温耐性品種の普及に努めるとともに、稲作の基本技術の励行を推進し、令和 5 年産米の収量と品質向上に取り組めます。

米の販売状況は、行政等の関係団体と生産者が一体となり需給調整に取り組んだほか、求評懇談会等、実需者との連携を強化し、複数年契約の拡大を目指すとともに、「棚田米 SDGs」を創設し、多面的機能を持つ棚田の価値を広く PR を行い、消費者からも支援いただける仕組みを進めました。

園芸振興は、上越産えだまめの 1 億円産地化を目指し、生産拡大と品質向上に努めたほか、行政と連携して学校給食にも力を入れ、食育教育と併せて地産地消の機運を高めるとともに、園芸品目の消費拡大と農業所得の確保を図りました。

「上越あるるん村」では、地域の交流拠点・情報発信基地のコンセプトのもと、新たな機能付加によるリニューアルを行い、今まで以上に生産者と消費者が集える場として、機能強化を図りました。

上越地区 JA の合併協議については、令和 4 年 10 月 4 日に合併協議会を発足し、令和 6 年 3 月 1 日を合併目標日と定め、具体的な協議に入りました。「信頼され、選ばれ、必要とされる JA」を目標に、組合員の皆さまに協議内容等をお示しし、ご理解いただけるよう努めてまいります。

令和 4 年度は、第 7 次中期 3 力年計画の初年度として、「みんなで拓く「農業」「地域」「組織」の未来」を掲げ、持続可能な JA 活動に向けた取り組みを実践してまいりました。取り組み 2 年目となる令和 5 年度は、地域に根差した組織として揺るぎない信頼を得られるよう、役職員が一丸となって邁進してまいりますので、皆さまの一層のご理解とご協力、積極的なご参画をお願い申し上げます。

結びに、皆さまのご健勝とご多幸を記念しまして、ご挨拶とさせていただきます。

経営管理委員会会長 羽 深 真 一
代表理事理事長 山 岸 雅 行

1. 経営理念

経営理念（私たちの想い）

ＪＡえちご上越は協同のこのころのもと農業を発展させ豊かな地域社会を実現します。

（解説）

ＪＡえちご上越の使命は、協同の心を学び実践を通じて①地域農業を振興し生活を豊かにすること②活力ある豊かな地域社会を実現することです。私たちＪＡえちご上越は、組合員や役職員は言うまでもなく地域の人々までも農業の大切さとその価値、協同の心やＪＡに対する理解が進んだ社会を実現します。

スローガン（合言葉）

「こころ耕し、いのち育む。」

（解説）

➤こころ耕す

こころとは、協同の心、助けあいの精神です。組合員・地域の人々が豊かな暮らしを送るには皆で協力し助け合っていくことが必要であり、人と人との結びつきがとても大切です。

私たちは、自主、自立を尊重しながら組合員・地域の人々と強く結びつき、皆が笑顔でいられる豊かな地域社会の実現のため、協同の精神を育ててまいります。

➤いのち育む

農業は、食を通じて私たちのいのちを育む産業です。また、農業の多面的機能により景観や水利が維持され、私たちのふるさとを守られているのです。

私たちは、これからも農業と真摯に向き合い、組合員・地域の人々とともに農業の普遍的な価値を共有し次代につなげる活動に取り組んでまいります。

2. 経営方針

長期ビジョン（10年後の目指す姿）

みんなが喜び実りある農業

既存農業者や新規就農者、さまざまな生産者が安定的に所得を確保しながら、地域の環境を保全し、いきがいを感じられること、また、安全安心で高品質な農産物が生産され、それを口にする人々が健康でこころ豊かな暮らしを送ることができる状態をいいます。

みんなと一緒に元気な地域をつくる協同組合

助け合いのこころにもとづいた幅広い事業を展開し、農業者の営農や地域の人々のくらしの課題解決を通じて組合員・利用者から満足いただくとともに、様々な活動を通じて地域の元気づくりをお手伝いする身近な存在としてＪＡが認知されている状態をいいます。

みんなの期待に応え続ける力強い経営基盤

農業者や地域の人々の期待に長く応えるためにＪＡが総合事業を堅持しつつ常に健全な経営状態にあること、また、農業者・地域の人々のふれあいを通じて地域に元気が生み出されるように、役職員が夢と誇りをもっていきいきと働いている状態をいいます。

ＪＡ自己改革と持続可能な経営基盤の確立・強化の取り組み

令和４年度は、第７次中期３カ年計画の初年度として、「みんなで拓く『農業』『地域』『組織』の未来」をスローガンとして掲げ、自己改革目標の実現に向け、組合員との対話や情報発信を重ねてまいりました。第７次中期計画においても不断のＪＡ自己改革に取り組むこととし、併せて持続可能な経営基盤の確立・強化を実現することを目指してまいります。

ＪＡえちご上越が地域になくってはならない存在であるために、皆さまの声を聴き、真剣に議論して確かな方向性を見出してまいります。

3. 経営管理体制

経営管理委員会

当JAは農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

理事会

経営管理委員会で決められた組織運営の基本的な事項を、日常の業務として細部にわたり執行しています。経営管理委員会会長を除く全員が非常勤である経営管理委員会が基本的に2ヵ月に1度の開催であることに對し、理事者全員が常勤である理事会では、開催が比較的容易となるため、迅速で機動的な組織運営が行われています。

理事者は5名選任されており、信用事業については、金融共済担当常務理事1名が業務を執行しています。また、金融資産の総合的な管理を目的としたALM委員会の構成員として、理事長・専務理事・金融共済担当常務理事がリスクの状況把握に努めています。

監事会

総代会で選任された3名の監事で構成されています。常勤監事の他、員外監事および実務精通者を配しており、JAの多様な事業に対して報告を求め、業務と財産の状況を調査しています。

4. 事業の概況（令和4年度）

直近の事業年度における事業の概況

支店を基軸とした農業振興計画では、地域性を考慮した様々な活動を実践し、細やかな農業支援を行ったほか、支店協同活動では、農協まつりや老若男女問わず集えるイベントを開催し、交流の場としてにぎわいを創出しました。そのような活動を行った結果、組合員や各組織、JAとの強いつながりが生まれ、協同活動をけん引する組織体として地域全体の未来を拓いていける基盤を築いてまいりました。

令和4年度の事業実績について、事業総利益は64億9千2百万円、事業利益は3億9千4百万円余（計画対比183.4%）となりました。当期剰余金については、4億7千1百万円余（計画対比160.5%）を計上しました。

1. 信用事業

農業者の経営規模拡大が急速に進む中、農業メインバンクとして、担い手農業者の農業経営に必要な運転資金・設備資金等幅広い資金ニーズの把握に努め、JAバンク新潟県信連や日本政策金融公庫等関係機関との連携強化を行い適切な資金対応を行いました。

農業者の経営支援対応として、営農担当と融資担当の連携強化により、制度資金申請時の大きな負担となっている経営改善資金計画書作成を支援しました。

ウクライナ情勢に伴う原油・農業資材の価格高騰により影響を受けた農業者の農業経営維持に必要な運転資金「令和4年度原油価格・農業資材価格等高騰緊急対策資金」の対応しました。

また、引き続きJAグループ新潟による担い手支援対策「にいがた農業応援ファンド」、「JAバンク利子補給・保証料助成」を活用し、営農部門と連携した中で農業者の持続的な農業経営の安定化に取り組みました。

生活メインバンクとして、利用者ニーズに沿った情報提供や商品提案等を行うことで、次世代層の利用拡大に取り組むと同時に複合利用の提案にも努めました。貯金残高は、各種キャンペーンの実施による個人貯金の伸長や年金振込等により、3,154億2千万円（前年比3億円増）となりました。貸出金について、新型コロナウイルス感染症や、ウクライナ紛争、世界的なインフレ傾向などの影響により住宅着工戸数も減少傾向（上越地区826件・前年比△243件〈R4.1-12月末県着工戸数統計上越市・妙高市計〉）である中、

当 JA の住宅ローン新規実行額は 27 億 4 千万円（前年比 2 億 4 千万円増）と伸長しました。また、貸出金全体の残高は上越市の公共事業債、金融機関向け融資等により 626 億 2 千万円（前年比 5 億円増）となりました。

人生 100 年時代と言われている中で、組合員・利用者の皆様に資産形成や資産運用の必要性をお伝えするために、農林中央金庫指導のもと資産形成をサポートする活動の展開に向け、専任の総合渉外担当者（ライフプランコンサルタント）を設置し相談に対応できる体制を整備しました。また、各地域の農家組合長会議や様々な会議の中で資産形成・資産運用についてのセミナーを実施しました。

新たな組合員・利用者のニーズに対応し、非対面サービスである「JA ネットバンク」「JA バンクアプリ」の利用拡大に取り組み、JA 個人ネットバンクについては、キャンペーン等の実施により新たに 793 名の方から登録をいただきました。なお、当 JA の取り扱っている金融商品については、14 ページから 17 ページを参照下さい。

2. 共済事業

3Q 訪問活動を通じ、「あんしんチェック（保障点検・加入内容説明）」により、組合員・利用者の意向に沿った保障の見直しや、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提案により、利用者の万全な保障の拡充に取り組みました。

また、契約者の利便性向上およびコロナ禍による非対面接点の確保のため、20 代から 50 代契約者宛にダイレクトメールを送付し、JA 共済アプリ・Web マイページの普及拡大に取り組みました。

健康管理・増進活動では、組合員を対象に人間ドックの助成を行いました。

令和 4 年度は、支店機能再編成の一つである共済事務集約を実施し、課題の把握・解決方策の確認・修正を行いました。

また、令和 4 年度も、コンプライアンス点検を実施し、組合員・利用者に「あんしん」いただける共済普及活動を徹底するとともに、共済金の迅速・適正な支払いにより契約者満足度の向上を図りました。

長期共済新契約高は、499 億 5 千 4 百万円（前年対比 84.2%）となりました。一方、管内では高齢化の進展と人口流出が続いており、長期共済の保有高は 418 億 4 千 3 百万円減少の 8,259 億 5 百万円（前年対比 95.2%）となりました。

短期共済新契約高掛金は、14 億 8 千 2 百万円（前年対比 97.5%）となりました。

3. 購買事業

生産資材の供給高は、61 億 3 千 3 百万円（前年対比 101.0%）、生活物資の供給高 15 億 3 千万円（前年対比 93.7%）となり、購買品全体での供給高は 76 億 6 千 4 百万円（前年対比 99.5%）となりました。以下、各部門での取り組み状況です。

【生産資材】

国・県の肥料価格高騰対策事業の取り組み実施者となり、JA から肥料を購入かつ農産物を販売した農家を対象に申請手続きをサポートしました。

肥料・農薬の取扱い銘柄の集約や共同購入の拡大、肥料・培土・床土の工場直送、自己取り件数の拡大等による生産コスト低減や品質向上に向けた土づくり肥料の推進に取り組みました。

また、鳥獣被害対策への取り組みとして電気柵・わな等の普及促進に努めるとともに、各種研修会への参加や勉強会を開催し、軽微なメンテナンスや相談対応ができる人材育成を図りました。

【農業機械】

生産コスト低減に向け、農作業の省力化や農機具の過剰投資抑制・機械寿命の延伸支援として、中型の「低コストトラクター」の普及に努めるとともに、農業者の整備技術向上を目的としたセルフメンテナンス講習会（7 会場・延べ参加数 136 名）やスマート農業の普及に向けた農業用ドローン、ラジコン草刈機等の実演会（3 会場・延べ参加数約 170 名）を開催しました。また、各種農業機械の展示会を開催し、状況に応じた最適な提案を行いました。

【店舗生活・農産加工】

A コープマーク品・全農ブランド品を中心に安全・環境に配慮した食品の提供、地域生活の支援に努めました。組織購買では、お茶・缶飲料、正月食品・みかん等、国内産農畜産物の提供を行いました。農産加工では、餅製品を中心に農産加工品の拡販と、「上越市ふるさと納税返礼品」によるネット販売事業に取り組みました。

【自動車】

「JA ハイゼット」を含めた先進の安全支援装置付き各種自動車の拡販および点検・整備に取り組みました。また令和 4 年 10 月より国の進める車検業務のデジタル化に対応して、全指定工場で電子適合証の運用を開始しました。

【給油所・ライフサービス】

燃料事業では、組合員・利用者のカーライフサポートのため、価格高騰の中、適正価格での提供に努めたほか、各給油所でオイル交換やタイヤ交換等の様々なサービスを提供いたしました。また、燃料センターでは灯油の定期配送や免税軽油の計画的・効率的な配送に努めました。

LP ガス事業では、法定保安・周知業務の実施やガスキャッチ（LP ガス安全化システム）の普及推進に努めました。住宅設備事業では、家電・ガス器具の販売修理をはじめ、カーポートの設置工事、各種リフォーム工事等、幅広いご要望にお応えいたしました。

4. 販売事業

令和4年産米は、業務用米を中心に需要の回復がみられ、全国的な作柄動向や民間在庫量の見通しなどから前年より仮渡金価格は上昇しました。また、8月上旬までの高温と中旬以降の日照不足の影響で、主力品種であるコシヒカリ、こしいぶきの上位等級比率が低下しましたが、全量計画販売できる見通しがついたことから、両品種の2等米およびうるち米の出荷契約達成米の仮渡金上乗せを実施しました。

米の販売面では、販売環境の厳しさが継続する中、昨年に引き続きインターネットを活用した「求評懇談会」を開催するとともに、実需者への営業訪問や産地視察の受入れ等、販売活動を強化した結果、4年産米は事前契約によりほぼ全量販売契約を終えました。しかし、全国的な消費減退に加え、3年産米の持ち越し在庫が多かったことで、4年産米の販売進度は3年産米と比較して遅れており、販売の長期化が懸念されます。

大豆は、平年並みであった前年に比べ63.8%（6,509.5俵）と、低調な集荷実績となり、3等以上の割合が16.4%と品質的にも平年を下回る状況となりました。販売面では、ここ数年全国的な不作から国産大豆相場が上昇傾向で推移してきましたが、3年産を境に価格は落ち着いてきており、4年産も前年並みに推移する見込みです。

そばは、作付面積は前年並みでしたが、集荷量は前年比55.6%（1,339袋/22.5kg）と平年を大きく下回る実績となりました。全国的にはコロナ禍が落ち着いてきたことによる外食需要の回復、輸入品の価格高騰等の影響から、前年に比べ販売単価は上昇しました。

農産物検査では、適正かつ公正な検査を実施し、検査実績は水田活用米穀、持ち帰り検査を含め約73万俵となりました。なお、主食用米の集荷実績は水田活用米穀への転換をすすめたことにより、3年産比4万9千俵減の54万5千俵、出荷契約対比では96.2%となりました。

5. 指導事業**【農家支援・営農振興】**

農業者の所得増大と農業生産の拡大を目指し、行政・再生協議会との連携のもと「多様な需要に応じた米づくり」を推進するとともに、「水田フル活用」に向け水田活用米穀や園芸品目の生産振興等に取り組みしました。

令和4年産米につきまして、品質面では、天候不順の影響により上位等級比率60.5%となり前年より低下しましたが、作況指数は「やや良」の102となりました。また、日本穀物検定協会による食味ランキングでは、上越地区のコシヒカリが10年連続で最高位の「特A」の評価を得ました。常態化する異常気象下でも収量確保と品質向上の下支えとなるよう、土づくり資材への助成や高温耐性品種（にじのきらめき）の普及実証を継続してすすめました。また、「単収15kgアップ運動」を継続しながら営農指導体制の再構築によるきめ細かな営農指導に努めました。

経営支援では、農地中間管理事業の利用をすすめ、担い手へ約239haの農地が集積されたほか、農業簿記システムを活用した経営診断や記帳代行、携帯端末用「マッチングアプリ」の活用による農業労働力確保を推進しました。また、農業機械部門と連携した農作業安全講習や資格取得講習会を開催しながら、農作業事故の防止とともに労働保険の加入を推進しました。

大豆の栽培面積は349ha（前年381ha）となりました。8月上旬の高温・乾燥により土壌水分が低下し、受粉不良による不稔莢（ふねんきょう：中身のないさや）の増加や収穫時の降雨による刈取り遅れ等により収量、品質とも不良となりました。

そばは中山間地を中心に185haが栽培されました。8月中旬からの天候不順と9月中旬の台風により多くの圃場で湿害・倒伏が発生し収量は不良となりました。

園芸では、最重点品目である「えだまめ」について、アドバイザー事業を活用した現地指導会の開催や排水技術対策の取り組み強化などにより、過去最高の出荷量（A品105t）となりました。また、えだまめ後作の主力作物である「ブロッコリー」については、定植後の高温・乾燥の影響による出荷開始時期の遅れと、12月中旬の大雪の影響もあり、出荷数量が計画を下回りました。その他の重点品目では、中山間地域で取り組みが拡大している「ピーマン」が販売金額で初めて1千万円を超えました。また、業務需要が中心の山菜・越の丸なす等の販売は、厳しい環境下でありましたが、相対取引販売により安定した価格を維持することができました。園芸全体の販売実績は前年対比98.8%の3億1千9百万円となりました。

「上越あるん村」では、オープン5周年を迎え、地域の交流拠点・情報発信基地として農業の6次産業化と園芸振興に取り組みました。

あるん畑では、委託販売品の野菜類において、相場が比較的高めで推移したことから前年実績を上回りました。

あるんの杜では、大幅なりニューアルを行い、新たに「お土産コーナー」の新設や「海鮮レストランあるんの海」がオープンしました。

畜産では、外食需要が徐々に回復してきており、肉用牛の出荷頭数は前年対比107.1%となりましたが、酪農については、生産者の廃業により生産量は前年対比76.9%となり、畜産販売高は前年対比90.4%の2億7千万円となりました。

笹ヶ峰放牧場では、種牡2頭体制による受胎率の向上をPRし、管内外に利用推進を行い、上牧頭数については前年対比109%（109頭）となりました。

【生活活動】

コロナ禍において様々な制限がある中、感染防止に配慮しながら各種生活活動を行いました。

地域活動の活性化を目的に、令和4年度から新たに「一地区一特産品づくり」に取り組みました。

また、次世代への食農教育活動として、小学校へ食農講座に出向き、地域農業に対する理解促進と米をはじめとする地元農産物のおいしさを伝えました。

健康維持増進活動では厚生連病院や行政と連携し、健診結果から見える地域の健康状態とフレイル予防（フレイル：心身の働きが弱まり、要介護状態になる危険性が高い状態）をテーマに管内3会場で「元気もりもり教室」を実施しました。

人間ドックでは約620名の方から受診いただき、組合員・地域住民の健康寿命延伸に努めました。

6. 高齢者福祉事業

コロナ禍での感染予防対策を徹底し、高齢者福祉における自助・互助・共助・公助がバランスよく機能するよう、行政受託の介護予防事業と介護保険事業を通じ、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進しました。

助けあい組織では、高齢者宅へのマスク配付や絵手紙の進呈といった、見回り活動を兼ねた運動により、地域の高齢者への支援を広げることができました。さらに介護サービスにおいても、コロナ禍でも出来ることを実施し、利用者から満足いただけるイベントや介護サービスの向上に努めました。

7. 利用事業

【葬祭部門】

コロナ禍以降の、葬儀形態に対応するため令和4年11月に、いなだ・おおがたホールに小規模葬用（家族葬・親族葬）の祭壇を新たに設置、引き続き「安心・安全な葬儀」をモットーに、心のこもったサービス提供に取り組みました。

8. 宅地等供給事業

各支店・ローン営業センター等と連携を図りながら、組合員の土地等に関する相談への対応を行い、売買・賃貸等について仲介による取引促進に取り組みました。

組合の対処すべき重要な課題

＜農業者の所得増大に向けて＞

- ・「えちご上越米」の販売対策強化
- ・生産コストの引き下げ
- ・棚田米の付加価値向上

＜農業生産の拡大に向けて＞

- ・水田のフル活用による農地の維持
- ・新たな担い手の確保
- ・稲作＋園芸による複合営農の推進
- ・畜産の生産基盤再構築
- ・担い手への農地集積

＜地域活性化に向けて＞

- ・JA事業を通じた暮らしへの貢献
- ・組合員組織活動の活性化
- ・広報活動、情報発信の強化

＜経営基盤の強化に向けて＞

- ・営農経済事業の収益力向上・収支改善
- ・業務の見直しによる労働生産性の向上
- ・対話機会の創出と事業への反映
- ・デジタル化の推進

＜コンプライアンス体制の強化に向けて＞

- ・法令遵守・内部統制の強化・監査機能の強化
- ・組合員・利用者の信頼に応えられるJAづくり

＜上越地区のJA 合併研究会について＞

- ・合併にかかる諸課題の検討
- ・協議の内容と検討状況にかかる組合員への情報発信

5. 農業振興活動

JAえちご上越では、以下の取り組みを進めています。

高品質・良食味米の生産

令和4年産米につきまして、品質面では、天候不順の影響により上位等級比率 60.5%となり前年より低下しましたが、作況指数は“やや良”の 102 となりました。また、日本穀物検定協会による食味ランキングでは、上越地区のコシヒカリが10年連続で最高位の「特A」の評価を得ました。常態化する異常気象下でも収量確保と品質向上の下支えとなるよう、土づくり資材への助成や高温耐性品種（にじのきらめき）の普及実証を継続してすすめました。また、「単収 15kg アップ運動」を継続しながら営農指導体制の再構築によるきめ細かな営農指導に努めました。

担い手農業者育成

農地中間管理事業の利用を進め、約 2,970ha の農地が集積されたほか、農業簿記システムを活用した経営支援や記帳代行・各種制度の申請手続きを支援しました。また、農業機械部門と連携した安全講習や資格取得講習会を開催し、農作業安全対策を行いながら農作業事故の防止と労働保険の加入を推進しました。

安全・安心な農産物と食生活

今後の品質の安定・維持や、収量確保に向け、地域農業振興積立金を活用した「土づくり資材」の助成を継続したほか、農産物の安全安心対策では、栽培履歴記帳の徹底と農業生産工程管理（GAP）に取り組みしました。

6. 地域貢献情報

社会貢献活動と地域貢献情報

1. 地域の高齢者の支援

行政と「高齢者等見守り支援ネットワーク」の協定を締結し、職員が日常業務を通じて、地域における高齢者等の見守り支援を行っています。

行政やＪＡ厚生連と連携して、組合員・地域住民の健康寿命延伸に向けて取り組みを充実させています。

2. 教育・文化振興の支援

次世代への食農教育活動として、女性部と連携し小学校での食農講座を行いました。あわせて、管内全小学生に「えこもりん通信」として国消国産と米消費拡大に関する資料を配布し、地域農業に対する理解促進を図りました。

3. 地域を支えるボランティア活動

組合員とその家族や地域の方々がお互いに力を合わせ、助け合いを通して安心して暮らせる心豊かな地域づくりを目指して、各地域の「助け合い組織」活動において激励絵手紙・声掛け安否確認・施設ボランティア等の活動を行っています。また、次代を担う地域の子供たちの安全確保の一助として、「こども 110 番」活動を継続して行っています。

当ＪＡは「消防団協力事業所」の認定を受けており、消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化にも寄与しています。

4. 健康増進活動

地域全体の健康づくりの一助となるべく、ＪＡ厚生連と連携した人間ドック受診者のとりまとめ・助成を行いました。

5. 地域社会づくり

健康で明るく豊かな地域社会づくりや地域の要望を取り入れた事業展開を目的とし、支店を中心に組合員や地域の皆さんと共に「支店協同活動委員会」を設置し、地域の特色を活かした活動を実施しました。

6. 情報提供活動

組合員・利用者の皆さまよりＪＡ活動をご理解・ご支援いただけるよう、「フェイスブック」「ＬＩＮＥ」等のＳＮＳを活用し、デジタル媒体を使用した情報提供を行うとともに、従来の広報誌や「支店だより」についても担当者のスキルアップを図りながら、広く興味を持ってもらえるような紙面づくりに努め、情報発信の強化に取り組みました。

地域密着型金融への取り組み

農業メインバンクとして、多様化する農業者の資金ニーズに対応できる融資担当者を育成し、農業融資体制の強化に努めています。また、営農部門との事業間連携体制を整備し、以下のようにＪＡの総合力を活かした対応を進めています。

- ・担い手農業者や農業法人への定期的な訪問活動の実践
- ・農業簿記システムを活用した記帳支援と税務申告および経営診断等の支援
- ・融資担当者、農業融資相談員の専門資格取得による対応力の強化

地域からの資金調達・資金供給

当ＪＡでは、組合員の皆様はもとより、上越市、妙高市・関連機関など、地域に関わる多くの方々の資金を、信頼のもとお預かりしています。

それを、資金を必要としている組合員を中心とした利用者の皆様にご融資し、生活向上・事業運営を金銭面から助力しています。農業専門金融機関としても、地域農業振興に対応できる各種資金の提供と融資相談機能を充実させ、組合員・利用者の皆様の豊かな生活創造に貢献しています。

また、総合事業を行っているＪＡだからこそ出来るトータルサービス等の提供はもとより、地域の利用者

のご理解とご協力に対し、健康・福祉・環境・文化等の面で、感謝の意を少しでも還元できるような組織運営に努めています。

1. 地域からの資金調達の状況

(単位：百万円)

区 分	残 高
組 合 員 等	260,354
そ の 他	55,072
合 計	315,427

2. 地域への資金供給の状況

(単位：百万円)

区 分	残 高
組 合 員 等	48,141
地方公共団体	3,617
そ の 他	10,860
合 計	62,618

3. 主な制度融資取扱状況

(単位：百万円)

種 類	件数	残 高	概 要
日本政策金融公庫資金	129	812	農業に係る幅広い資金需要をカバーしている日本政策金融公庫の資金で、JAが窓口となり、長期・低利で貸し付けます。
農 業 近 代 化 資 金	92	430	施設・設備の近代化や規模の拡大等に対し、行政の利子補給によりJAが低利で農業者に貸し付けます。

7. リスク管理の状況

総合リスク管理方針

当組合は、組合員・利用者の皆様に安心してJAを利用していただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

そのために、内部統制の4つの目的である「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「法令遵守」、「資産の保全」に関する内部統制の整備構築とその運用を基に、部署単位に発生するリスクはもとより、JA全体に係るリスクを総合的に管理し、健全かつ適正な業務運営を行うための態勢を整備します。

また、この総合リスク管理方針に基づき、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理にとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理等を通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めます。

1. リスク管理の対象範囲

本方針におけるリスク管理とは、リスクの把握・コントロールまで含めた広義の意味であり、内部統制並びにコンプライアンスを包含したリスクマネジメントを行うことです。

従って、内部統制、情報セキュリティ、個人情報保護、不祥事未然防止、危機管理、信用事業のリスク管理、その他各事業損失リスク等を含むJA全体のリスクを対象とします。

2. リスク管理の方法

(1) リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行います。

(2) リスク量の計測が困難なリスク等については、その内容を定期的に分析し、内部統制の整備・運用をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化します。

3. 環境変化への対応

経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行うとともに、リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえでリスクコントロールを行います。

4. 方針の検証と見直し

経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実効性については不断の検証を行い、必要に応じてこの方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行います。

1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4. オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5. 事務リスク管理

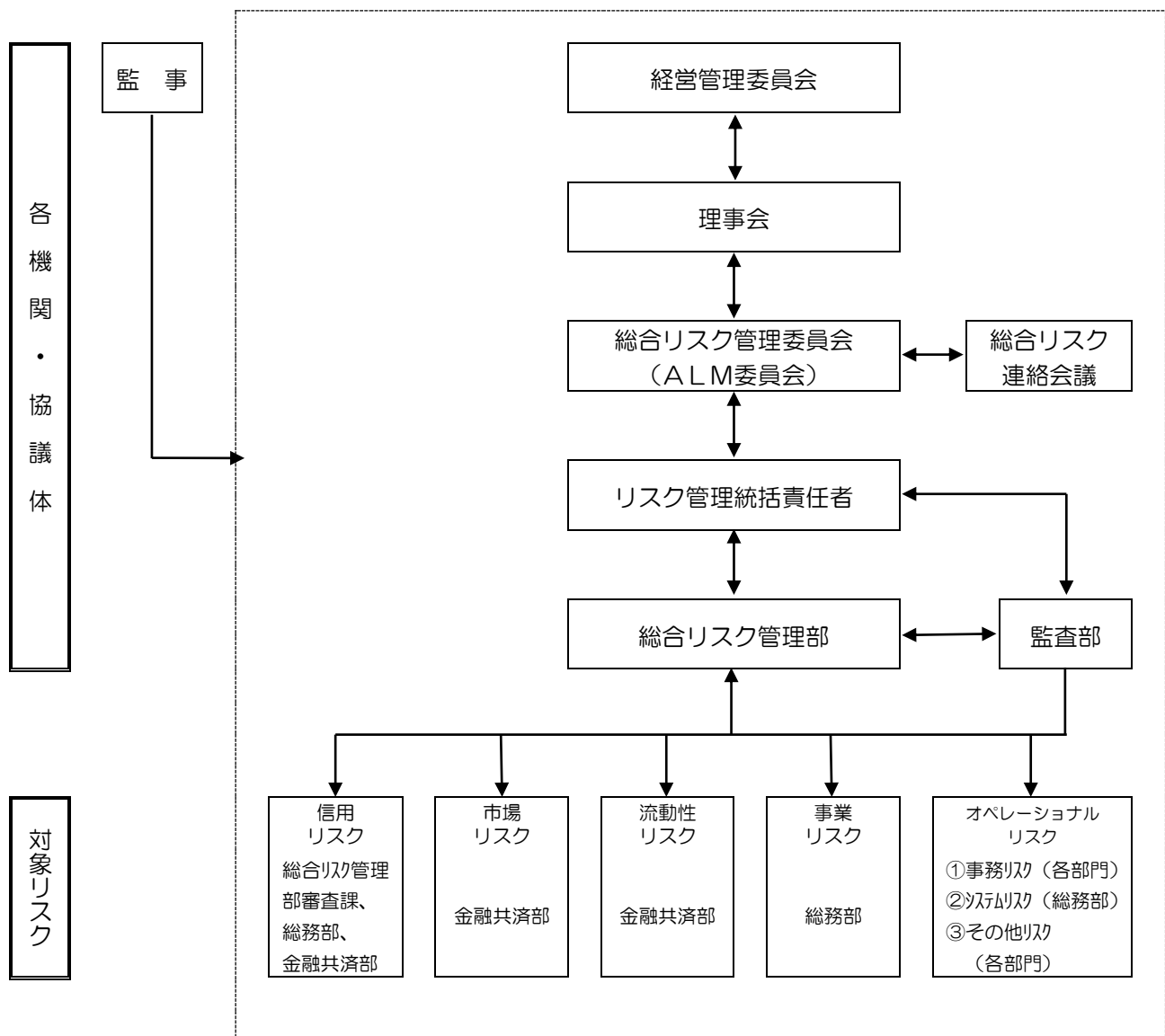
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損

失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

総合リスク管理態勢の概念図



法令遵守体制

1. コンプライアンスの基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

2. コンプライアンス運営体制

当ＪＡでは、コンプライアンスの基本方針を経営管理委員会にて決議するとともに、コンプライアンスの基本事項を「コンプライアンス規程」に定めています。また、理事長を委員長とする総合リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進事項などを決定しています。

管理態勢については、理事長がコンプライアンス業務全般を統括し、総合リスク管理部が統括部門として苦情・相談などの管理業務を行っています。本店および各支店・出張所、施設には、コンプライアンス担当者を配置し、各業務をコンプライアンスの観点からチェックしています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

具体的な実行項目については、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を設定するとともに、各部署において「内部統制定例定着化会議」を開催し、業務毎の問題点を共有化して、職員全体の意識の向上に努めています。

金融ＡＤＲ制度への対応

1. 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

（当ＪＡの苦情等受付窓口）

店舗番号	店舗名	電話番号	店舗番号	店舗名	電話番号
001	本店 金融共済部 金 融 課	025-527-2020	101	安 塚 支 店	025-592-2019
			110	浦 川 原 支 店	025-599-2331
002	和 田 支 店	025-524-2701	120	大 島 支 店	025-594-3346
003	中 央 支 店	025-524-3930	202	は ま な す 支 店	025-536-2283
005	春 日 支 店	025-523-2885	211	大 湊 支 店	025-534-3121
010	有 田 支 店	025-543-2661	221	頸 城 支 店	025-530-2321
011	八千浦南川支店	025-531-0717	231	吉 川 支 店	025-548-2323
015	谷 浜 支 店	025-546-2331	302	新 井 支 店	0255-72-2260
025	富 岡 出 張 所	025-523-5330	307	泉 支 店	0255-75-2322
027	上 越 支 店	025-524-6444	312	中 郷 支 店	0255-74-2033
030	三 和 支 店	025-532-2311	313	板 倉 支 店	0255-78-2311
035	清 里 支 店	025-528-3131	316	関 山 支 店	0255-82-2002
040	牧 支 店	025-533-6121	320	妙高高原支店	0255-86-3121
051	名 立 支 店	025-537-2211			

上記店舗のほか下記の窓口でも受け付けます。

（信用事業）ＪＡバンク 相談・苦情等受付窓口 本店金融共済部 融資課（TEL025-527-2002）
（共済事業）ＪＡ共済 相談・苦情等受付窓口 本店金融共済部 共済課（TEL025-527-2022）

なお、当 JA のほかご利用の皆さまからの相談・苦情等について、信用事業は一般社団法人 JA バンク相談所にて、共済事業は JA 共済相談受付センターでも受け付けています。

➤信用事業

- ・一般社団法人 JA バンク相談所（TEL 03-6837-1359）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（祝日および金融機関の休業日を除く）

➤共済事業

- ・JA 共済相談受付センター（TEL 0120-536-093）
受付時間：午前 9 時～午後 6 時（月～金）
午前 9 時～午後 5 時（土）（※日・祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

2. 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

➤信用事業

- ・新潟県弁護士会（TEL 025-222-5533）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- ・東京弁護士会紛争解決センター（TEL 03-3581-0031）
受付時間：午前 9 時 30 分～午前 12 時 午後 1 時～午後 4 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- ・第一東京弁護士会仲裁センター（TEL 03-3595-8588）
受付時間：午前 10 時～午前 12 時 午後 1 時～午後 4 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- ・第二東京弁護士会仲裁センター（TEL 03-3581-2249）
受付時間：午前 9 時 30 分～午前 12 時 午後 1 時～午後 5 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）

下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という。）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める「現地調停・移管調停」という方法があります。

- ①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結びテレビ会議システム等により共同して解決にあたります。
- ②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は、全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容については、一般社団法人 JA バンク相談所（TEL 03-6837-1359）または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

➤共済事業

- ・一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（TEL：03-5368-5757）
（URL：<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）
- ・一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構
（URL：<http://www.jibai-adr.or.jp/>）
- ・公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
（URL：<https://n-tacc.or.jp/>）
- ・公益財団法人 交通事故紛争処理センター
（URL：<https://www.jcstad.or.jp/>）
- ・日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR
（URL：<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

８．自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和５年２月末における自己資本比率は、14.75%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

◇ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	えちご上越農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,376 百万円（前年度 7,462 百万円）

当ＪＡは、「自己資本算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

９．主な事業の内容

主な事業の内容

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる金融機関業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ・信連・農林中金という３段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧表

種 類		特徴と内容	預 入 期 間	預 入 金 額
総合口座貯金		一冊の通帳に、普通貯金・定期貯金がセットでき、必要なときにお預かりの定期貯金から自動借入ができる口座です。		1 円以上
普通貯金		出し入れ自由で、お財布代わりとして、公共料金などの自動支払、給与・年金等の自動受取口座として最適です。	出し入れ自由	1 円以上
定期貯金	大口定期貯金	大口資金を安全・確実にためられる商品です。	1 カ月～10 年	1 千万円以上
	スーパー定期（単利型）	資金を安全・確実にためられる商品です。	1 カ月～10 年	1 円以上
	スーパー定期（複利型）	資金を安全・確実にためられる商品です。 （6 カ月ごとに複利計算をします。）	3 年～10 年	1 円以上
	期日指定定期貯金	据置き経過後、いつでも引出しが自由です。 （1 カ月前までに通知が必要です。）	最長 3 年 （据置き 1 年）	1 円～ 300 万円未満
	変動金利定期	6 カ月ごとにお預かり利率が変動します。	1 年～3 年	1 円以上
定期積金		毎月の積立で貯める、積立貯金です。	6 カ月～10 年	1 回当り 1 千円以上
譲渡性貯金（NCD）		大口余裕資金の短期運用に有利です。	1 カ月～5 年	1 千万円以上
当座貯金		当 JA の交付した小切手により即時払戻しができます。	出し入れ自由	1 円以上
貯蓄貯金		預入金額に応じて、段階的に高い金利が付利されます。	出し入れ自由	1 円以上
通知貯金		まとまった資金の短期運用向けの貯金です。	7 日以上	5 万円以上
財形貯金	一般財形貯金	勤労者の給料天引き貯金です。	3 年以上	1 回当り 1 円以上
	財形年金貯金	給料天引きで、年金で受取るタイプです。 550 万円まで非課税	5 年以上	1 回当り 1 円以上
	財形住宅貯金	給料天引きで、住宅資金作りの積立貯金です。 550 万円まで非課税	5 年以上	1 回当り 1 円以上

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧表

【農業関連資金】

種 類	対象者	資金使途	融資金額	融資期間
農業生産資金	組合員で農業者等	農業経営に必要な資金	所要資金の範囲内 （設備資金は原則事業費の 80%以内）	短期：1 年以内 長期：15 年以内 （据置期間含む）
アグリマイティー資金	組合員 農業者等	農業生産・農産物加工・地域活性化等	事業費の 100%以内	短期：1 年以内 長期：原則 10 年以内、 対象事業により 最長 25 年以内 （据置期間含む）
担い手支援資金（アグリV）	JA が担い手と認定した 組合員等	農畜産物の生産・加工・流通・販売等農業経営に必要な設備資金および中・長期運転資金 農地取得および農地の借地料等の支払いに必要となる資金	100 万円以上 2,000 万円以内かつ、所要額の範囲内	1 年～20 年以内 （据置期間含む）
農機具ローン	お借入時 18 歳以上 76 歳未満、完済時 81 歳以上の場合は確実な農業後継者がいる組合員等	農機具等購入	1,800 万円以内 所要額の範囲内	1 年～10 年以内 （据置期間含む）
サポート A	組合員	農業経営に必要な運転資金	個人：1,000 万円以内 法人等：3,000 万円以内 所要額の範囲内	1 年以内

農業近代化資金	農業者等	農業経営の近代化を図るために必要な設備資金	事業費の80～100% 個人：1,800万円以内 法人：2億円以内 (一部例外あり)	15年以内 (据置期間含む)
上越市農林水産業振興資金	上越市農林水産業振興資金融資要項の定めによる			

➤ J Aバンク利子補給

農業設備・農地購入のため農業資金を借入された方を対象に、その借入負担金利の一部をJ Aバンク利子補給により軽減し、農業経営の安定化や効率化を支援しております。

➤ 保証料助成

対象となる農業資金を借入された方を対象に、その借入に際し新潟県農業信用基金協会へ支払う保証料を「にいがた農業応援プログラム」により助成し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を支援しております。

【事業関連資金】

種 類	対象者	資金使途	融資金額	融資期間
一般事業資金	組合員、事業者	事業運営資金	所要資金の範囲内	短期：1年以内 長期：35年以内 (据置期間含む)
賃貸住宅資金	組合員	賃貸住宅の建設・増改築等の資金	所要資金の範囲内	35年以内 (据置期間含む)
地方公共団体等資金	地方公共団体等	短期：一般財政調整基金又は起債・補助金の繋ぎ資金 長期：地方債等	短期：一時借入金の最高額から現在借入額を差し引いた額以内、または確定した起債・補助金の範囲内 長期：所要資金の範囲内	短期：1年以内 長期：30年以内
上越市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
妙高市制度融資	各制度融資要項の定めによる			

【生活関連資金】

種 類	対象者	資金使途	融資金額	融資期間
住宅ローン	満18歳以上でその他の要件を満たしている組合員	土地・住宅の購入、増改築、他行の借り換え	10万円～1億円以内	3年～40年以内 (据置期間含む)
リフォームローン	満18歳以上でその他の要件を満たしている組合員	住宅の増改築等の住宅関連設備	10万円～1,000万円以内 所要資金の範囲内	1年～15年以内
多目的ローン	満18歳以上でその他の要件を満たしている組合員	生活に必要な資金(負債整理資金除く)	10万円～500万円以内 かつ所要資金の範囲内	6カ月～10年以内
教育ローン	満18歳以上でその他の要件を満たしている組合員	就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育に関する資金	10万円～1,000万円以内 かつ所有資金の範囲内	6カ月以上15年以内 (在学期間9年以内) (据置期間含む)
マイカーローン	満18歳以上でその他の要件を満たしている組合員	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用等	10万円～1,000万円以内 かつ所有資金の範囲内	6カ月～10年以内
賃貸住宅ローン	満20歳以上でその他の要件を満たしている組合員	賃貸住宅の建設・増改築等の資金	100万円～4億円以内 所要資金の範囲内	1年～30年以内 (据置期間含む)
カードローン	満20歳以上でその他の要件を満たしている組合員	生活に必要な一切の資金	極度額：300万円以内 (10万円単位)	1年(自動更新)
上越市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
妙高市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
総合口座貸越(定期担保)	個人	定めない	担保とする定期貯金の90%、かつ300万円以内	期間を定めない

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

【為替等手数料一覧表】

		同一店内	当ＪＡ本支店宛	系統金融機関宛	他金融機関宛	
送金手数料			４４０円／件	４４０円／件	普通扱（送金小切手） ６６０円	
振込手数料	窓口利用		文書・電信扱	文書・電信扱	文書扱	電信扱
	５万円未満	１１０円／件	２２０円／件	２２０円／件	６６０円／件	６６０円／件
	５万円以上	３３０円／件	３３０円／件	４４０円／件	８８０円／件	８８０円／件
	機械利用（ＣＤ・定額自動送金）					
	５万円未満	５５円／件	１１０円／件	１１０円／件		２７５円／件
	５万円以上	１１０円／件	２２０円／件	３３０円／件		４４０円／件
	自動化機器（ＡＴＭ）利用					
	５万円未満	５５円／件	１１０円／件	１１０円／件		２７５円／件
	５万円以上	１１０円／件	２２０円／件	３３０円／件		４４０円／件
	ＪＡネットバンク（パソコン・携帯電話）利用					
	５万円未満	無料	１１０円／件	１１０円／件		２７５円／件
	５万円以上	無料	２２０円／件	３３０円／件		４４０円／件
	法人ＪＡネットバンク利用（振込・総合振込）					
	５万円未満	無料	無料	１１０円／件		２７５円／件
	５万円以上	無料	無料	１１０円／件		４４０円／件
代金取立手数料		①交換所で取立を行うもの ４４０円／通 ②交換所を通さず郵便等で取立を行うもの １,１００円／通				
その他の諸手数料		○送金・振込の組戻料 ８８０円／件 ○取立手形組戻料 １,１００円／通 ○取立手形店頭呈示料 １,１００円／通 （ただし６６０円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。） ○不渡手形返却料 １,１００円／通 ○地方税の収納機関への振込 ４４０円／通 （ただし新潟県内分は無料とする。）				

（注）１．本表の金額には、消費税および地方消費税１０％を含みます。

２．自動化機器（ＡＴＭ）は、当ＪＡ、県内外ＪＡ、ＪＦマリンバンク、提携金融機関のキャッシュカードによるお振り込みが可能です。（現金によるお振り込みはお取り扱いしておりません。）

◇その他の業務およびサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービス等を取り扱っています。

また、国債（新窓販国債、個人向け国債）および投資信託の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のＪＡでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストア等でも現金引き出しのできるキャッシュサービス等、各種サービスに努めています。

【その他の業務およびサービス一覧表】

種 類		サービスの内容
キャッシュサービス	キャッシュカード	カードにより当ＪＡの本支店・出張所、店舗外キャッシュサービスコーナーはもちろん、全国のＪＡ店舗で入出金できます。 また全国の「ＭＩＣＳ」マークのある提携金融機関および郵便局、コンビニエンス・ストアＡＴＭで貯金のお引き出しができます。
	法人キャッシュカード	カードによりお引き出し・お振込ができますので、経理事務の効率化にお役立ていただけます。
ＪＡカード		国内でも海外でもサインひとつでショッピングができます。また各種優待サービスもご利用になれます。 ＩＣキャッシュカード機能とクレジットカード機能が１枚になった便利なＪＡカード（一体型）もご用意しています。
為替サービス	内国為替	振込・代金の取立に、安全・確実・迅速にお応えする全国ネットサービスです。
	自動受取	年金・配当金等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。 お引出しは便利なキャッシュカードでお気軽にできます。
	給与振込	給料やボーナスがご指定の口座へ自動的に直接振り込まれます。また、企業にとっても資金運用の効率化や危険防止に役立ちます。
	定額自動送金	毎月決まった日にご指定の口座へ自動的に一定額をお振込します。 仕送りなどに便利です。
スウィング・サービス （貯蓄貯金振替サービス）		指定日に普通貯金の残高が一定額以上になると、自動的に有利な貯蓄貯金へお振替します。一度の手続で効率的運用ができるサービスです。
自動支払		公共料金や新聞購読料、税金・各種保険料・ローンの返済やクレジット決済などを貯金口座から自動的にお支払します。
ＮＢセンター代金 回収サービス		県内の金融機関が業務提携して、お取引先の売上代金や会費の集金などを、口座振替により安全かつ迅速に回収するサービスです
国債の口座管理		国債の券面は発行されず、国債の保有や取引は金融機関等開設した国債の取引を行うための口座によって管理されます。 券面の紛失や偽造の心配がなく、購入、売却といった国債の取引は帳簿への記載によってなされ、取引関係等も明確です。
投資信託		多くの方々から集められた資金を一つにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式等の有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資した組合員・利用者に還元する金融商品です。

共済事業

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

ＪＡ共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇主な共済の種類

終身共済、養老生命共済、定期生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、介護共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、年金共済、傷害共済、建物更生共済、火災共済、自動車共済、自賠責共済、賠償責任共済

購買事業

農業生産や生活に必要な資材・物資を提供しています。

営農事業

農業生産者から全国の消費地へ安全・安心な農畜産物をお届けするとともに、農畜産物の適正価格での販売に努め、農業経営の安定と所得向上をめざして事業を行っています。

また、「地産地消」の取り組みとして、ファーマーズマーケット（農産物直売所）を通じて、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

さらに、農産物の保管（保管事業）や加工事業による農畜産物の付加価値の創造や、共同利用施設による生産コストの低減（利用事業）など、農業振興を幅広くカバーしています。

生活事業

男女共同参画運動や目的・趣味別講座を主とした女性部活動や食育と健康管理活動を主体とした啓発活動を行っています。

高齢者福祉事業

自助・互助・共助・公助がバランスよく機能し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために、地域・組織と連携し高齢者の支援を行っています。

宅地等供給事業

JA が主体となった農村地域での宅地分譲や組合員の資産の有効活用の支援を行っています。

系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入等の支援を行います。

※2021年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇「貯金保険制度」

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払い戻しができなくなった場合等に、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金等が加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2021年3月末現在で4,522億円となっています。

I 決算の状況

経営資料

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

資 産			負 債 及 び 資 本		
科 目	令和4年度 (令和5年2月28日)	令和3年度 (令和4年2月28日)	科 目	令和4年度 (令和5年2月28日)	令和3年度 (令和4年2月28日)
1. 信用事業資産	305,954	307,164	1. 信用事業負債	317,346	317,619
(1) 現 金	1,420	1,464	(1) 貯 金	315,427	315,118
(2) 預 金	226,801	228,818	(2) 借 入 金	811	872
系統預金	226,697	228,693	(3) その他の信用事業負債	1,107	1,628
系統外預金	103	124	未払費用	24	25
(3) 有価証券	13,857	13,356	貸付留保金	481	363
国債	5,473	4,872	その他の負債	602	1,240
地方債	778	838	2. 共済事業負債	1,205	1,289
政府保証債	94	101	(1) 共済資金	591	661
社債	5,516	5,124	(2) 未経過共済付加収入	601	616
受益証券	1,994	2,419	(3) 共済未払費用	12	10
(4) 貸 出 金	62,618	62,124	(4) その他の共済事業負債	—	0
(5) その他の信用事業資産	1,318	1,457	3. 経済事業負債	624	518
未収収益	1,295	1,432	(1) 経済事業未払金	435	437
その他の資産	23	24	(2) 経済受託債務	82	59
(6) 貸倒引当金	△61	△56	(3) 契約負債	99	—
2. 共済事業資産	0	1	(4) その他の経済事業負債	7	21
(1) その他の共済事業資産	0	2	4. 設備借入金	209	243
(2) 貸倒引当金	—	△1	5. 雑負債	835	665
3. 経済事業資産	5,313	4,505	(1) 未払法人税等	30	77
(1) 受取手形	—	3	(2) 未払金	503	431
(2) 経済事業未収金	1,105	1,069	(3) 仮受金	37	19
(3) 経済受託債権	3,461	2,773	(4) 資産除去債務	198	69
(4) 棚卸資産	462	375	(5) 未払費用	62	63
購買品	426	339	(6) その他の負債	1	3
販売品	9	7	6. 諸引当金	2,099	2,406
加工品	21	23	(1) 賞与引当金	208	194
葬祭品	4	4	(2) 退職給付引当金	1,852	2,171
その他の棚卸資産	1	1	(3) 役員退職慰労引当金	39	33
(5) その他の経済事業資産	300	296	(4) ボイント引当金	—	7
(6) 貸倒引当金	△16	△13	負 債 の 部 合 計	322,320	322,742
4. 雑資産	1,778	1,997	1. 組合員資本	19,189	19,002
(1) その他の雑資産	1,778	1,997	(1) 出資金	7,376	7,462
(2) 貸倒引当金	△0	△0	(2) 利益剰余金	11,865	11,587
5. 固定資産	11,496	11,805	利益準備金	5,717	5,625
(1) 有形固定資産	11,472	11,775	その他利益剰余金	6,147	5,962
建物	19,081	18,994	米穀流通対策積立金	100	100
機械装置	5,435	5,507	高齢者福祉積立金	50	50
土地	5,806	5,812	高齢者対策積立金	100	100
建設仮勘定	—	0	リスク管理積立金	2,350	2,200
その他の有形固定資産	4,112	4,337	施設整備積立金	1,000	1,000
減価償却累計額	△22,964	△22,876	農畜産物販売対策積立金	430	400
(2) 無形固定資産	24	30	地域農業振興積立金	38	9
6. 外部出資	15,368	15,368	特別積立金	1,287	1,287
(1) 外部出資	15,368	15,368	当期末処分剰余金	791	814
系統出資	14,756	14,756	(うち当期剰余金)	(471)	(458)
系統外出資	583	582	(3) 処分未済持分	△52	△47
子会社等出資	29	29	2. 評価・換算差額等	△957	△193
7. 繰延税金資産	637	709	(1) その他有価証券評価差額金	△957	△193
資 産 の 部 合 計	340,551	341,551	純 資 産 の 部 合 計	18,231	18,809
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	340,551	341,551

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日)	令和3年度 (自 令和3年3月1日 至 令和4年2月28日)	科 目	令和4年度 (自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日)	令和3年度 (自 令和3年3月1日 至 令和4年2月28日)
1. 事業総利益	6,492	6,820	(13) 利用事業収益	1,966	2,067
事業収益	12,472	16,407	(14) 利用事業費用	1,199	1,208
事業費用	5,979	9,587	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(一)
(1) 信用事業収益	2,358	2,447	利用事業総利益	767	859
資金運用収益	2,180	2,288	(15) 宅地等供給事業収益	3	2
(うち預金利息)	(1,205)	(1,356)	(16) 宅地等供給事業費用	0	0
(うち有価証券利息)	(87)	(38)	宅地等供給事業総利益	3	2
(うち貸出金利息)	(622)	(643)	(17) 農用地利用調整事業収益	6	291
(うちその他受入利息)	(265)	(250)	(18) 農用地利用調整事業費用	0	283
役務取引等収益	125	112	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(一)
その他事業直接収益	2	6	(うち貸倒引当金戻入益)	(一)	(△0)
その他経常収益	50	39	農用地利用調整事業総利益	6	8
(2) 信用事業費用	322	329	(19) 高齢者福祉事業収益	364	358
資金調達費用	28	39	(20) 高齢者福祉事業費用	308	277
(うち貯金利息)	(19)	(29)	(うち貸倒引当金繰入額)	(一)	(0)
(うち給付補てん備金繰入)	(2)	(2)	(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	(一)
(うち借入金利息)	(3)	(3)	高齢者福祉事業総利益	55	81
(うちその他支払利息)	(3)	(3)	(21) その他事業収益	52	55
役務取引等費用	27	27	(22) その他事業費用	7	8
その他経常費用	265	262	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	(一)
(うち貸倒引当金繰入額)	(△5)	(一)	(うち貸倒引当金戻入益)	(一)	(△0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(一)	(△6)	その他事業総利益	44	46
信用事業総利益	2,036	2,118	(23) 指導事業収入	50	53
(3) 共済事業収益	1,559	1,645	(24) 指導事業支出	128	127
共済付加収入	1,465	1,542	指導事業収支差額	△77	△73
その他の収益	93	103	2. 事業管理費	6,097	6,483
(4) 共済事業費用	88	94	(1) 人件費	4,506	4,775
共済推進費	31	34	(2) 業務費	457	461
共済保全費	6	6	(3) 諸税負担金	168	171
その他の費用	49	52	(4) 施設費	939	1,027
(うち貸倒引当金繰入額)	(一)	(1)	(5) その他事業管理費	26	46
(うち貸倒引当金戻入益)	(△1)	(一)	事 業 利 益	394	336
共済事業総利益	1,471	1,551	3. 事業外収益	339	377
(5) 購買事業収益	4,841	8,165	(1) 受取雑利息	17	28
購買品供給高	3,813	7,706	(2) 受取出資配当金	228	213
購買手数料	582	—	(3) 賃貸料	29	27
修理サービス料	404	429	(4) 償却債権取立益	0	0
その他の収益	40	30	(5) 雑収入	63	57
(6) 購買事業費用	3,372	6,651	(6) 貸倒引当金戻入益	0	—
購買品供給原価	2,978	6,232	(7) 受取共済金等	—	51
購買品供給費	219	229	4. 事業外費用	51	44
修理サービス費	9	10	(1) 寄付金	0	0
その他の費用	165	178	(2) 賃貸等関連費用	40	27
(うち貸倒引当金繰入額)	(2)	(5)	(3) 雑損失	10	16
購買事業総利益	1,468	1,513	(4) 貸倒引当金戻入益	—	△0
(7) 販売事業収益	864	901	経 常 利 益	683	669
販売品販売高	255	304	5. 特別利益	13	226
販売手数料	476	468	(1) 固定資産処分益	1	5
その他の収益	131	128	(2) 一般補助金	12	214
(8) 販売事業費用	439	486	(3) 災害損失特別勘定戻入額	—	6
販売品販売原価	185	204	6. 特別損失	53	302
販売費	187	211	(1) 固定資産処分損	21	76
その他の費用	66	71	(2) 固定資産圧縮損	12	214
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)	(3) 減損損失	20	10
販売事業総利益	424	415	税 引 前 当 期 利 益	642	593
(9) 保管事業収益	321	310	法人税・住民税及び事業税	70	125
(10) 保管事業費用	90	75	法人税等調整額	100	9
保管事業総利益	230	234	法人税等合計	171	135
(11) 加工事業収益	330	375	当期剰余金	471	458
(12) 加工事業費用	270	312	当期首繰越剰余金	236	165
(うち貸倒引当金戻入益)	(一)	(△0)	会計方針の変更による累積的影響額	△77	—
加工事業総利益	59	63	当期首繰越剰余金	158	—
			地域農業振興積立金取崩額	161	190
			当 期 末 処 分 剰 余 金	791	814

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3. 注記表

【令和4年度】

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

1) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準	評価方法
購買品 (数量管理品)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
購買品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
購買品 (個別管理品)	個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
販売品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
加工品 (製品、主要原材料)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
葬祭品	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
その他の棚卸資産 (製品、仕掛品、主要原材料)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
その他の棚卸資産 (上記以外)	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 一部買取販売品を含む

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで、過去の実績率の最大値を用いて算出しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

(1)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2)数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益および費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第 30 号 2021 年 3 月 26 日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ア) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

イ) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ) 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

エ) 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した製品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、加工品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

オ) 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

カ) 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。

キ) 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ク) 高齢者福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去

した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することと生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業、利用事業、農用地利用調整事業、その他事業は、当組合が代理人として関与している取引について純額で収益を認識して、購買手数料、利用事業収益、農用地利用調整事業収益、その他事業収益として表示しています。

2 会計方針の変更にに関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）

および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第 30 号 2021 年 3 月 26 日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、各事業の収益および費用が購買事業では 3,270,775,570 円、利用事業では 34,986,587 円、農用地利用調整事業では 260,006,514 円、その他事業では 242,432 円それぞれ減少しています。

これにより事業総利益、事業利益、経常利益、税引前当期利益に与える影響はありません。

②カントリーエレベーターおよび米の販売に関する収益認識

利用農家から収受するカントリーエレベーター利用料については、主に乾燥・調製の役務提供で構成されています。従来は搬入後に利用料全額を収益認識していましたが、期末に在庫する乾粒に関する調製料を次期の履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しています。これにより、利用事業収益が 3,097,314 円増加しています。

また、米の販売手数料および機械使用料について、従来は代金を受け取った時点で収益認識していましたが、販売先の求めに応じてその全部または一部を出荷せず一定期間保管しておく場合については、引き渡し完了するまで、当該部分にかかる収益を認識しないことに変更しています。これにより、販売事業収益 3,925,454 円、保管事業収益 172,187 円がそれぞれ増加しています。

③利益剰余金について

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過措置に従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 3 月 4 日。以下「時価算定会計」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44 - 2 項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

3 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 668,804,786 円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 2 月に作成した経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 20,470,276 円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に作成した経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 77,988,789 円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価して設定しています。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

貸倒引当金の見積りに係る様々な仮定の不確実性は高いため、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類において計上金額が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,015,382,518 円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	4,069,013,672 円	土地	85,056,093 円
機械装置	3,118,333,917 円	その他の有形固定資産	742,978,836 円

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000,000,000 円を為替決済の担保に、定期預金 2,000,000 円を地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項に基づく担保に供しています。また、建物 163,635,101 円および土地 76,391,707 円を設備借入金 209,250,000 円の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額

8,132 円

子会社等に対する金銭債務の総額

257,682,810 円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事、経営管理委員および監事に対する金銭債権の総額

51,056,655 円

理事、経営管理委員および監事に対する金銭債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までに掲げるものの額および合計額
債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は、117,580,114 円、危険債権は 213,467,998 円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額は、4,406,000 円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は、335,454,112 円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	38,053,120 円
うち事業取引高	10,229,120 円
うち事業取引以外の取引高	27,824,000 円
② 子会社等との取引による費用総額	225,642,906 円
うち事業取引高	611,006 円
うち事業取引以外の取引高	225,031,900 円

(2) 減損損失に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター中央、カーセンター北、カーセンター東、自動車板金工場、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、セレモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設および農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧なおえつ保倉支店	遊 休	建物、その他の有形固定資産
柳町倉庫	賃 貸	建物
柿崎雪中貯蔵庫	賃 貸	建物
源農産物加工所	賃 貸	土地
下三分一農業倉庫	賃 貸	建物
旧櫛池支所	賃 貸	建物、土地
旧杉野沢支店（借地）	賃 貸	建物、その他の有形固定資産
井ノ口農業倉庫	賃 貸	建物、無形（非償却）、土地
雪森倉庫	賃 貸	建物

③ 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、当事業年度の調査によりアスベストが検出され、資産除去債務を計上することとなりましたが、事業外資産であることから固定資産の計上と同時に減損損失として認識しました。

賃貸資産は、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に達していないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧なおえつ保倉支店	： 3,521,888 円（建物 3,509,628 円、その他の有形固定資産 12,260 円）
柳町倉庫	： 1,377,283 円（建物 1,377,283 円）
柿崎雪中貯蔵庫	： 1,076,194 円（建物 1,076,194 円）
源農産物加工所	： 912,264 円（土地 912,264 円）
下三分一農業倉庫	： 1,210,845 円（建物 1,210,845 円）
旧櫛池支所	： 4,918,645 円（建物 4,900,747 円、土地 17,898 円）
旧杉野沢支店（借地）	： 1,965,913 円（建物 1,907,137 円、その他の有形固定資産 58,776 円）
井ノ口農業倉庫	： 5,278,595 円（建物 635,563 円、無形（非償却）8,157 円、土地 4,634,875 円）
雪森倉庫	： 208,649 円（建物 208,649 円）
合計	： 20,470,276 円（建物 14,826,046 円、その他の有形固定資産 71,036 円、無形固定資産 8,157 円、土地 5,565,037 円）

⑤ 回収可能価額の算定方法

遊休資産は過年度に備忘価額を残し減損処理していることから、回収可能価額が見込めないと判断しました。賃貸資産のうち下三分一農業倉庫については、回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しています。その他の賃貸資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、将来キャッシュフローを 1.7683% で割り引いて算出しております。

6 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に関し、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が189,481,522円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	226,801,187,344	226,763,869,717	△37,317,627
有価証券			
その他有価証券	13,857,745,500	13,857,745,500	-
貸出金	62,618,595,444		
貸倒引当金(注)	△61,937,889		
貸倒引当金控除後	62,556,657,555	62,709,737,264	153,079,709
資産計	303,215,590,399	303,331,352,481	115,762,082
貯金	315,427,247,325	315,240,259,281	△186,988,044
負債計	315,427,247,325	315,240,259,281	△186,988,044

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下「OIS」

という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(注) 15,368,355,007 円

(注) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日) 第 5 項に基づき時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	226,801,187,344	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	100,000,000	696,302,200	500,000,000	1,513,260,000	500,000,000	11,151,227,800
貸出金(注 1、2、3)	5,155,009,243	3,797,504,319	3,514,263,435	3,406,512,532	2,863,253,739	43,732,515,210
合計	232,056,196,587	4,493,806,519	4,014,263,435	4,919,772,532	3,363,253,739	54,883,743,010

(注 1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く) 570,553,738 円については、「1 年以内」に含めています。

(注 2) 貸出金のうち、三カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 113,071,966 円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注 3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 36,465,000 円は償還日が特定できないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位: 円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(注)	276,266,076,269	20,488,577,692	14,545,044,201	1,959,114,108	1,570,197,219	598,237,836
合計	276,266,076,269	20,488,577,692	14,545,044,201	1,959,114,108	1,570,197,219	598,237,836

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

7 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—
	受益証券	385,943,300	379,791,543	6,151,757
	債券			
	国債	833,500,000	808,933,190	24,566,810
	地方債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—
	社債	200,740,000	200,000,000	740,000
	小計	1,420,183,300	1,388,724,733	31,458,567
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—
	受益証券	1,608,142,200	1,807,680,960	△199,538,760
	債券			
	国債	4,640,460,000	5,174,392,853	△533,932,853
	地方債	778,730,000	836,955,117	△58,225,117
	政府保証債	94,480,000	99,844,873	△5,364,873
	金融債	—	—	—
	社債	5,315,750,000	5,508,012,023	△192,262,023
	小計	12,437,562,200	13,426,885,826	△989,323,626
合 計		13,857,745,500	14,815,610,559	△957,865,059

なお、上記差額△957,865,059 円を、貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
該当する事項はありません。

- (3) 当年度中に売却したその他有価証券 (単位：円)

	売却額	売却益	売却損
株式	—	—	—
受益証券	503,242,452	17,034,015	—
債券			
国債	200,351,000	2,081,000	—
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	—	—	—
合 計	703,593,452	19,115,015	—

- (4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券
該当する事項はありません。

8 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,283,596,240 円
勤務費用	246,372,948 円
利息費用	12,516,557 円
数理計算上の差異の発生額	△211,562,778 円
退職給付の支払額	△424,059,000 円
期末における退職給付債務	4,906,863,967 円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,111,700,943 円
期待運用収益	20,708,417 円
数理計算上の差異の発生額	△221,659 円
特定退職金共済制度への拠出金	197,381,700 円
退職給付の支払額	△275,051,868 円
期末における年金資産	3,054,517,533 円

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,906,863,967 円
特定退職金共済制度	△3,054,517,533 円
未積立退職給付債務	1,852,346,434 円
貸借対照表計上額純額	1,852,346,434 円
退職給付引当金	1,852,346,434 円

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	246,372,948 円
利息費用	12,516,557 円
期待運用収益	△20,708,417 円
数理計算上の差異の費用処理額	△211,341,119 円
小計	26,839,969 円
臨時に支払った退職金	1,173,000 円
合計	28,012,969 円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
年金保険投資	28%
現金および預金	4%
その他	4%
合 計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～1.53%
長期期待運用収益率	0.67%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 61,577,278 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、651,346,000 円となっています。

9 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	559,530,866 円
その他有価証券評価差額金	264,945,476 円
賞与引当金	57,544,707 円
資産除去債務	55,004,921 円
固定資産減損損失否認額	39,747,298 円
未払費用否認額	32,750,203 円
役員退職慰労引当金	10,864,387 円
その他	11,680,411 円
繰延税金資産小計	1,032,068,269 円
評価性引当額	△363,263,483 円
繰延税金資産合計 (A)	668,804,786 円

繰延税金負債

その他 (資産除去債務含む)	△30,973,805 円
繰延税金負債合計 (B)	△30,973,805 円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	637,830,981 円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.83%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.48%
住民税均等割等	1.06%
事業分量 (利用高) 配当金	△2.74%
税額控除	△0.96%
評価性引当額の増減	5.25%
その他	0.99%
税効果会計適用後の法人税の負担率	26.61%

10 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11 その他の注記

「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に基づき、資産除去債務を計上しています。

(2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	69,809,628 円
有害物質除去義務の認識に伴う増加額	139,971,979 円
時の経過による調整額	127,798 円
資産除去債務の履行による減少額	△11,048,519 円
期末残高	198,860,886 円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上の建物に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必要な施設であり、現時点で除去を想定しているものではありません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

【令和3年度】

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準	評価方法
購買品 (数量管理品)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
購買品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
購買品 (個別管理品)	個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
販売品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
加工品 (製品、主要原材料)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
葬祭品	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
その他の棚卸資産 (製品、仕掛品、主要原材料)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
その他の棚卸資産 (上記以外)	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 一部買取販売品を含む

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、3 年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号（令和 2 年 3 月 17 日））に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、過去 10 年の実績率の最大値を用いて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

- (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
- (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤ ポイント引当金
JA事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。
- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- (6) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- ① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- ② 米共同計算
当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することと生産者に支払いをする共同計算を行っています。
共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。
また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。
共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。
- (追加情報)
改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項及び米共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しています。

2 表示方法の変更に関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度より適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損及び貸倒引当金に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）709,133,268円（相殺すべき繰延税金負債の金額発生はありません。）

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和4年2月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 10,525,415円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期経営計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算

出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 71,433,705 円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえたうえで、各債務者の収益獲得能力を個別に評価して設定しています。

(3)翌事業年度に係る計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を含む貸倒引当金の見積りに係る様々な仮定の不確実性は高いため、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類において計上金額が増減する可能性があります。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 10,269,885,980 円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	4,701,396,898 円	構築物	631,230,539 円
機械装置	4,473,944,445 円	車両・運搬具	49,711,279 円
器具・備品	321,004,071 円	土地	92,598,748 円

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000,000,000 円を為替決済の担保に、定期預金 2,000,000 円を地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項に基づく担保に供しています。また、建物 169,546,906 円及び土地 76,391,707 円を設備借入金 243,250,000 円の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 51,859 円

子会社等に対する金銭債務の総額 237,162,435 円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額

64,410,256 円

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はあります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

貸出金のうち、延滞債権額は 328,156,078 円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 20,246,685 円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、348,402,763 円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

5 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

①子会社等との取引による収益総額 27,162,700 円

うち事業取引高 14,338,700 円

うち事業取引以外の取引高 12,824,000 円

②子会社等との取引による費用総額 287,066,363 円

うち事業取引高 241,849 円

うち事業取引以外の取引高 286,824,514 円

(2) 減損損失に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店を含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター中央、カーセンター北、カーセンター東、自動車板金工場、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、セレモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧上越もち加工場	遊 休	建物
旧牧加工所	遊 休	建物
源農産物加工所	賃 貸	土地
井ノ口農業倉庫	賃 貸	建物、無形固定資産、土地

③ 減損損失の認識に至った経緯

旧上越もち加工場（遊休資産）、旧牧加工所（遊休資産）については、当事業年度の調査によりアスベストが検出され、資産除去債務を計上することとなりましたが、事業外資産であることから固定資産の計上と同時に減損損失として認識しました。

また、源農産物加工所及び井ノ口農業倉庫は、賃貸資産として活用されていますが、割引前キャッシュ・フローが帳簿価額に達していないため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧上越もち加工場	：	2,700,000 円	（建物 2,700,000 円）
旧牧加工所	：	2,200,000 円	（建物 2,200,000 円）
源農産物加工所	：	199,888 円	（土地 199,888 円）
井ノ口農業倉庫	：	5,425,527 円	（建物 5,155,548 円、無形固定資産 56,842 円、土地 213,137 円）
合計	：	10,525,425 円	（建物 10,055,548 円、無形固定資産 56,842 円、土地 413,025 円）

⑤ 回収可能額の算定方法

旧上越もち加工場（遊休資産）及び旧牧加工所（遊休資産）は過年度に備忘価額を残し減損処理していることから、回収可能額が見込めないと判断しました。

源農産物加工所及び井ノ口農業倉庫の回収可能額については使用価値を採用しており、割引率については適用していません。

6 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が264,043,858円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	228,818,320,150	228,820,491,002	2,170,852
有価証券			
その他有価証券	13,356,274,200	13,356,274,200	—
貸出金	62,124,781,580		
貸倒引当金(注1)	△56,570,188		
貸倒引当金控除後	62,068,211,392	64,081,340,260	2,013,128,868
資産計	304,242,805,742	306,258,105,462	2,015,299,720
貯金	315,118,030,737	315,130,882,038	12,851,301
負債計	315,118,030,737	315,130,882,038	12,851,301

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下「OIS」という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOIS

のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資（注 1） 15,368,035,007 円

（注 1）外部出資のうち、市場価額のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	228,818,320,150	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち 満期があるもの	100,000,000	148,365,000	664,171,200	400,000,000	1,476,000,000	10,365,900,000
貸出金（注 1、2、3）	5,281,325,008	3,891,702,551	3,572,386,395	3,267,126,613	3,153,606,805	42,852,195,116
合計	234,199,645,158	4,040,067,551	4,236,557,595	3,667,126,613	4,629,606,805	53,218,095,116

（注 1）貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）633,322,923 円については、「1 年以内」に含めています。

（注 2）貸出金のうち、3 カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 54,462,092 円は、償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（注 3）貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 51,977,000 円は償還日が特定できないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：円）

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金（注 1）	268,396,462,540	22,183,075,522	20,403,657,421	1,421,277,055	1,858,854,642	854,703,557
合計	268,396,462,540	22,183,075,522	20,403,657,421	1,421,277,055	1,858,854,642	854,703,557

（注 1）貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

7 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 其他有価証券

其他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え るもの	株式	—	—	—
	受益証券	322,910,000	300,250,000	22,660,000
	債券			
	国債	650,480,000	622,124,690	28,355,310
	地方債	549,480,000	540,547,513	8,932,487
	政府保証債	101,300,000	99,833,987	1,466,013
	金融債	—	—	—
	社債	2,538,240,000	2,509,819,813	28,420,187
	小計	4,162,410,000	4,072,576,003	89,833,997
貸借対照表計上額が取得 原価又は償却原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	受益証券	2,096,424,200	2,182,682,087	△86,257,887
	債券			
	国債	4,222,410,000	4,389,136,231	△166,726,231
	地方債	288,860,000	300,000,000	△11,140,000
	政府保証債	—	—	—
	金融債	—	—	—
	社債	2,586,170,000	2,605,024,304	△18,854,304
	小計	9,193,864,200	9,476,842,622	△282,978,422
合 計		13,356,274,200	13,549,418,625	△193,144,425

なお、上記差額△193,144,425 円を、貸借対照表上の「其他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却した其他有価証券

(単位：円)

	売却額	売却益	売却損
株式	—	—	—
受益証券	159,828,012	9,525,982	—
債券			
国債	604,047,000	3,834,896	—
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	303,815,000	2,832,744	—
合 計	1,067,690,012	16,193,622	—

(4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券
該当する事項はありません。

8 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,291,866,043 円
勤務費用	249,681,453 円
利息費用	10,455,690 円
数理計算上の差異の発生額	30,816,054 円
退職給付の支払額	△299,223,000 円
期末における退職給付債務	5,283,596,240 円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,093,880,571 円
期待運用収益	22,148,864 円
数理計算上の差異の発生額	△1,571,020 円
特定退職金共済制度への拠出金	186,053,400 円
退職給付の支払額	△188,810,872 円
期末における年金資産	3,111,700,943 円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,283,596,240 円
特定退職金共済制度	△3,111,700,943 円
未積立退職給付債務	2,171,895,297 円
貸借対照表計上額純額	2,171,895,297 円
退職給付引当金	2,171,895,297 円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	249,681,453 円
利息費用	10,455,690 円
期待運用収益	△22,148,864 円
数理計算上の差異の費用処理額	32,387,074 円
小計	270,375,353 円
臨時に支払った退職金	6,148,437 円
合計	276,523,790 円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
年金保険投資	27%
現金及び預金	4%
その他	5%
合 計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～1.00%
長期期待運用収益率	0.72%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 63,157,501 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、734,718,000 円となっています。

9 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	600,746,239 円
賞与引当金	53,670,800 円
固定資産減損損失否認額	43,134,905 円
未払費用否認額	35,158,426 円
役員退職慰労引当金	9,149,467 円
その他	23,267,542 円
繰延税金資産小計	765,127,379 円
評価性引当額	△55,994,111 円
繰延税金資産合計	709,133,268 円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.22%
住民税均等割等	1.14%
事業分量(利用高)配当金	△1.99%
税額控除	△1.28%
評価性引当額の増減	1.45%
その他	0.16%
税効果会計適用後の法人税の負担率	22.74%

10 その他の注記

「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に基づき、資産除去債務を計上しています。

(2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,890,000 円
有害物質除去義務の認識に伴う増加額	69,789,417 円
時の経過による調整額	20,211 円
資産除去債務の履行による減少額	△ 3,890,000 円
期末残高	69,809,628 円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上の建物に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必要な施設であり、現時点で除去を想定しているものではありません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和3年度
1 当期末処分剰余金	791	814
2 特別積立金取崩額	637	—
3 剰余金処分数額	1,265	578
(1) 利益準備金	100	92
(2) 任意積立金	1,029	370
リスク管理積立金	200	150
農畜産物販売対策積立金	30	30
地域農業振興積立金	161	190
税効果会計調整積立金	637	—
(3) 出資配当金	72	73
(4) 事業分量（利用高）配当金	63	42
4 次期繰越剰余金	163	236

(注) 1. 出資配当率は次のとおりです。

種 類	令和4年度	令和3年度
普通出資に対する配当の割合	1.00%	1.00%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

名 称	目 的	目標額	積立基準	取崩基準	令和4年度 積立額	令和3年度 積立額
米穀流通対策 積立金	米の調整保管、米穀 流通対策を円滑に推 進するため	1 億円	—	米調整保管経費、米 消費拡大・流通対策 等に充当する場合	0 円 (1 億円)	0 円 (1 億円)
高齢者福祉 積立金	高齢者福祉の向上、 地域社会に対する貢 献のため	5 千万円	—	高齢者福祉施設、高 齢者福祉事業等の支 援に充当する場合	0 円 (5 千万円)	0 円 (5 千万円)
高齢者対策 積立金	高齢者対策に充てる 財政基盤を確立する ため	1 億円	—	原則として取崩しし ない	0 円 (1 億円)	0 円 (1 億円)
リスク管理 積立金	不良債権処理、会計 諸施策の適用リスク 等に伴う、損失発生 のてん補のため	50 億円	剰余金処分によ り積み立てる	不良債権処理、金利 低下による退職給付 債務計算差異が多額 になる等により、そ の年度に発生する費 用が多額である場合	2 億円 (23 億 5 千万 円)	1 億 5 千万円 (22 億円)
施設整備 積立金	施設の整備・改善及 び解体処分等の多額 な費用発生に備える ため	10 億円	剰余金処分によ り積み立てる	施設の整備・改善及 び解体処分等に伴い 多額な費用を要する 場合	0 円 (10 億円)	0 円 (10 億円)
農畜産物販売 対策積立金	農畜産物の販売によ って生ずる債権管理 や安全・安心等に係 るリスクに備えるた め	5 億円	剰余金処分によ り積み立てる	農畜産物の販売によ って生ずる債権管理 や安全・安心等に係 るリスクが発生し、 多額な支払を要する 場合	3 千万円 (4 億 3 千万円)	3 千万円 (4 億円)
地域農業振興 積立金	地域農業の活性化に 向けて組合員を支援 するため	2 億円	剰余金処分によ り積み立てる	農業者支援プログラ ムの実施及び自然災 害等の緊急時の支援 を要する場合	1 億 6,119 万 5 千円 (3,880 万 5 千円)	1 億 9,023 万 5 千円 (976 万 5 千円)
税効果会計 調整積立金	自己資金の充実およ び円滑な事業運営の ための基盤強化を図 る	当年度末の 税効果相当 額	事業年度末税効 果会計により発 生した税効果調 整額	当年度末の税効果相 当額が前年度末の税 効果相当額を下回 り、繰延税金資産を 取崩す場合	6 億 3,783 万 981 円 (0 円)	—

※令和4年度積立額欄の()内は、令和5年2月末の残高です。

令和3年度積立額欄に()内は、令和4年2月末の残高です。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度
営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額	24	23

5. 部門別損益計算書

【令和4年度】

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	12,721	2,358	1,559	3,632	5,120	50	
事業費用 ②	6,228	322	88	2,036	3,687	94	
事業総利益 ③(①-②)	6,492	2,036	1,471	1,595	1,432	△43	
事業管理費 ④	6,097	1,703	885	1,705	1,443	360	
(うち減価償却費 ⑤)	(668)	(91)	(20)	(435)	(112)	(8)	
(うち人件費 ⑤')	(4,506)	(1,148)	(797)	(1,050)	(1,189)	(321)	
※うち共通管理費 ⑥		471	123	263	185	33	△1,077
(うち減価償却費 ⑦)		(79)	(19)	(9)	(6)	(0)	(△115)
(うち人件費 ⑦')		(143)	(38)	(151)	(106)	(19)	(△459)
事業利益 ⑧(③-④)	394	333	586	△109	△10	△404	
事業外収益 ⑨	339	97	26	124	78	14	
※うち共通分 ⑩		96	25	97	69	12	△302
事業外費用 ⑪	51	15	4	19	10	1	
※うち共通分 ⑫		15	4	15	10	1	△47
経常利益 ⑬(⑧+⑨-⑪)	683	415	608	△4	56	△392	
特別利益 ⑭	13	0	0	10	2	0	
※うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	△0
特別損失 ⑯	53	11	3	25	11	1	
※うち共通分 ⑰		11	3	12	8	1	△37
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	642	403	605	△19	47	△394	
営農指導事業分配額 ⑲		71	51	197	74	△394	
営農指導事業分配額後 税引前当期利益 ⑳(⑱-⑲)	642	332	553	△216	△26		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注1)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割 + 人件費を除く事業管理費割)の平均値に基づき配賦

(2) 営農指導事業

(人頭割 + 事業総利益割)の平均値に基づき50%を農業関連事業に配賦、残額50%を農業関連以外に配賦

(注2)

部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「合計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益248,555,606円を除去した額を記載しています。よって、両者は一致していません。

2. 配賦割合（1. の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

区 分	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	43.76%	11.51%	24.41%	17.24%	3.08%	100%
営農指導事業	18.02%	13.13%	50.00%	18.85%		100%

3. 部門別の資産

(単位:百万円)

区 分	計	信用 事業	共済事業	農業関連・生活その他 営農指導事業 合計	共通資産
事業別の総資産	340,551	305,954	0	5,313	29,284
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	340,551 (11,496)	318,768 (5,030)	3,370 (1,323)	18,411 (5,142)	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準は、上記共通管理費等配賦割合に準じています。

【令和3年度】

(単位:百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通 管理費等
事業収益 ①	16,407	2,447	1,645	6,314	6,214	52	
事業費用 ②	9,587	329	94	4,613	4,722	95	
事業総利益 ③(①-②)	6,820	2,118	1,551	1,701	1,492	△43	
事業管理費 ④	6,483	1747	926	1,907	1,538	363	
(うち減価償却費 ⑤)	(745)	(87)	(19)	(521)	(110)	(8)	
(うち人件費 ⑤')	(4,775)	(1,174)	(840)	(1,150)	(1,285)	(324)	
※うち共通管理費 ⑥		440	118	276	178	31	△1,045
(うち減価償却費 ⑦)		(66)	(17)	(9)	(6)	(0)	(△100)
(うち人件費 ⑦')		(130)	(35)	(151)	(96)	(17)	(△432)
事業利益 ⑧(③-④)	336	370	624	△205	△46	△406	
事業外収益 ⑨	377	86	23	187	68	11	
※うち共通分 ⑩		86	23	95	60	11	△278
事業外費用 ⑪	44	10	2	19	10	1	
※うち共通分 ⑫		10	2	11	7	1	△33
経常利益 ⑬(⑧+⑨-⑪)	669	446	645	△37	10	△396	
特別利益 ⑭	226	2	0	220	2	0	
※うち共通分 ⑮		2	0	3	2	0	△9
特別損失 ⑯	302	23	6	250	19	2	
※うち共通分 ⑰		23	6	25	16	2	△73
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	593	426	640	△67	△6	△399	
営農指導事業分配賦額 ⑲		71	52	199	75	△399	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳(⑱-⑲)	593	354	587	△266	△81		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割 + 人件費を除く事業管理費割) の平均値に基づき配賦

(2) 営農指導事業

(人頭割 + 事業総利益割) の平均値に基づき 50%を農業関連事業に配賦、残額 50%を農業関連以外に配賦

2. 配賦割合（1. の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

区 分	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	42.17%	11.38%	26.40%	17.02%	3.04%	100%
営農指導事業	17.98%	13.22%	50.00%	18.80%		100%

3. 部門別の資産

(単位:百万円)

区 分	計	信用 事業	共済事業	農業関連・生活その他 営農指導事業 合計	共通資産
事業別の総資産	341,551	307,164	1	4,505	29,880
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	341,551 (11,805)	319,764 (4,978)	3,401 (1,343)	18,387 (5,484)	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準は、上記共通管理費等配賦割合に準じています。

6. 会計監査人の監査

令和4年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。令和4年度の指定社員・業務執行社員は公認会計士 西村 克広氏、公認会計士 高原 透氏です。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人)

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	18,975	17,818	16,433	16,674	12,721
信用事業収益	2,698	2,559	2,514	2,447	2,358
共済事業収益	1,968	1,818	1,681	1,645	1,559
農業関連事業収益	6,418	6,285	6,269	6,314	3,632
生活その他事業収益	7,813	7,074	5,913	6,214	5,120
営農指導事業収入	78	82	53	52	50
経常利益	414	417	603	669	683
当期剰余金	249	293	388	458	471
出資金 (出資口数)(口)	7,798 (7,798,325)	7,702 (7,702,875)	7,611 (7,611,111)	7,462 (7,462,104)	7,376 (7,376,870)
純資産額	18,518	18,720	18,617	18,809	18,231
総資産額	328,620	330,355	339,923	341,551	340,551
貯金残高	302,453	304,319	314,411	315,118	315,427
貸出金残高	61,523	63,051	63,807	62,124	62,618
有価証券残高	9,883	10,383	11,388	13,356	13,857
剰余金配当金額	49	58	77	115	135
出資配当額	49	58	77	73	72
事業利用分量配当額	—	—	—	42	63
職員数(人)	1,124	1,056	1,018	964	917
単体自己資本比率	15.06%	14.32%	14.30%	14.23%	14.75%

- (注) 1. 経常利益は、各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
資金運用収支	2,151	2,249	△98
役務取引等収支	98	84	14
その他信用事業収支	△212	△215	3
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,251 (0.74)	2,340 (0.77)	△89
事業粗利益 (事業粗利益率)	6,950 (1.88)	7,296 (1.97)	△346
事業純益	846	812	34
実質事業純益	852	812	34
コア事業純益	850	806	38
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	848	852	△6

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他信用事業収支＝(その他事業直接収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)
4. 信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)＋金銭の信託運用見合費用
5. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
6. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取
出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
7. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
8. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
10. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	303,660	2,358	0.78	301,069	2,288	0.76
うち預金	227,174	1,205	0.53	226,829	1,356	0.60
うち有価証券	14,364	87	0.61	12,175	38	0.31
うち貸出金	62,122	622	1.00	62,065	643	1.04
資金調達勘定	316,326	28	0.01	314,536	39	0.01
うち貯金・定期積金	315,455	22	0.01	313,656	32	0.01
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	871	3	0.34	880	3	0.34
総資金利ざや	—	—	0.38	—	—	0.33

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円、%)

項 目	令和 4 年度増減額	令和 3 年度増減額
受取利息	69	△27
うち預金	△151	4
うち有価証券	49	△12
うち貸出金	△21	△36
支払利息	△10	△44
うち貯金・定期積金	△9	△44
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△0	△0
差 引	80	17

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度		増 減
流動性貯金	136,661	(43.32)	129,536	(41.30)	7,125
定期性貯金	178,739	(56.66)	184,070	(58.69)	△5,331
その他の貯金	55	(0.02)	50	(0.01)	5
計	315,455	(100.00)	313,656	(100.00)	1,799
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	315,455	(100.00)	313,656	(100.00)	1,799

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度		増 減
定期貯金	166,917	(100.00)	171,594	(100.00)	△4,677
うち固定金利定期	166,892	(99.99)	171,565	(99.98)	△4,673
うち変動金利定期	25	(0.01)	29	(0.02)	△4

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度		増 減
手形貸付	210		214		△4
証書貸付	51,535		52,252		△717
当座貸越	921		989		△68
割引手形	—		—		—
金融機関貸付	9,455		8,610		845
合 計	62,122		62,065		57

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度		増 減
固定金利貸出	52,841	(84.39)	53,499	(86.12)	△658
変動金利貸出	8,602	(13.74)	7,363	(11.85)	1,239
その他	1,174	(1.87)	1,262	(2.03)	△88
合 計	62,618	(100.00)	62,124	(100.00)	494

(注) 1. その他は、当座貸越など固定・変動の区分がないものです。

2. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度		増 減
貯金・定期積金等	1,362		1,532		△170
有価証券	—		—		—
動産	—		—		—
不動産	250		298		△48
その他担保物	2,669		2,429		△240
小 計	4,281		4,259		22
農業信用基金協会保証	35,526		36,357		△831
その他保証	8,509		7,845		664
小 計	44,035		44,202		△167
信用	14,302		13,662		640
合 計	62,618		62,124		494

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度		増 減
貯金・定期積金等	—		—		—
有価証券	—		—		—
動産	—		—		—
不動産	—		—		—
その他担保物	—		—		—
小 計	—		—		—
信用	—		—		—
合 計	—		—		—

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度		増 減
設備資金	47,571	(75.97)	47,664	(76.73)	△93
運転資金	15,047	(24.03)	14,459	(23.27)	588
合 計	62,618	(100.00)	62,124	(100.00)	494

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度		増 減
農業	1,858	(2.97)	2,728	(4.39)	△870
林業	—	(—)	—	(—)	—
水産業	—	(—)	—	(—)	—
製造業	—	(—)	—	(—)	—
鉱業	—	(—)	—	(—)	—
建設・不動産業	2,756	(4.40)	2,477	(3.99)	279
電気・ガス・熱供給水道業	—	(—)	—	(—)	—
運輸・通信業	—	(—)	—	(—)	—
金融・保険業	10,340	(16.51)	8,001	(12.88)	2,339
卸売・小売・サービス業・	1,180	(1.88)	1,058	(1.70)	△122

飲食業					
地方公共団体	3,617	(5.78)	3,892	(6.26)	Δ275
非営利法人	—	(—)	—	(—)	—
その他	—	(—)	—	(—)	—
小 計	19,751	(31.54)	18,156	(29.23)	1,595
個人計	42,867	(68.46)	43,968	(70.77)	Δ1,101
合 計	62,618	(100.00)	62,124	(100.00)	494

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
農業	3,341	3,438	△97
穀作	2,284	1,948	336
野菜・園芸	30	30	0
果樹・樹園農業	1	2	△1
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	24	26	△2
養鶏・養卵	1	4	△3
養蚕	—	—	—
その他農業	1,001	1,428	△427
農業関連団体等	—	—	—
合 計	3,341	3,438	△97

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	2,099	2,070	29
農業制度資金	1,242	1,368	△126
農業近代化資金	430	495	△65
その他制度資金	812	873	△61
合 計	3,341	3,438	△97

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーL資金)などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	117	11	89	16	116
	令和3年度	57	30	17	10	57
危険債権	令和4年度	213	25	173	10	208
	令和3年度	270	29	220	11	260
要管理債権	令和4年度	4	3	0	－	3
	令和3年度	20	－	20	－	20
三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	令和4年度	－	－	－	－	－
	令和3年度	－	－	－	－	－
	令和4年度	4	3	0	－	3
	令和3年度	20	－	20	－	20
小計	令和4年度	334	39	262	26	327
	令和3年度	347	59	257	21	337
正常債権	令和4年度	62,334				
	令和3年度	61,828				
合計	令和4年度	62,669				
	令和3年度	62,177				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

※ 開示基準別の債権分類と自己査定の特関図

＜自己査定債務者区分＞			＜金融再生法債権区分＞			＜リスク管理債権＞		
信用事業総与信		信用事業 以 外 の 与 信	信用事業総与信		信用事業 以 外 の 与 信	信用事業総与信		信用事業 以 外 の 与 信
貸出金	その他の 債権		貸出金	その他の 債権		貸出金	その他の 債権	
破綻先			破産更生債権および これらに準ずる債権			破綻先債権		
実質破綻先						延滞債権		
破綻懸念先			危険債権					
要注意先	要管理先		要管理債権			3 ヶ月以上 延滞債権		
	その他の要注意先					貸出条件 緩和債権		
正常先			正常先					

- 破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先
現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）
- 要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が次に掲げる債権に該当する債務者
 - 3 ヶ月以上延滞債権
元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上延滞している貸出債権
 - 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権
- その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先
業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の問題がないと認められる債務者

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権
- 要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3 ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権

- 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じているものをいう。
- 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもののものをいう。
- 3 ヶ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く。）をいう。
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に掲げるものを除く。）をいう。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和4年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒 引当金	35	36	—	35	36	39	35	—	39	35
個別貸倒 引当金	36	41	0	36	41	32	36	—	32	36
合 計	71	77	0	71	77	72	71	—	72	71

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和3年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和4年度		令和3年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	81	505	81	504
	金 額	44,166	94,089	44,166	94,089
代金取立為替	件 数	—	—	—	—
	金 額	20	0	20	0
雑為替	件 数	4	2	3	1
	金 額	5,195	132	5,195	132
合 計	件 数	85	507	84	505
	金 額	49,382	94,222	49,382	94,222

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度	令和3年度	増 減
国債	5,509	4,163	1,346
地方債	840	799	41
政府保証債	99	99	0
金融債	—	—	—
社債	5,565	4,578	987
株式	—	—	—
その他の証券	2,360	2,567	△207
合 計	14,373	12,206	2,167

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 4 年度						
国債	—	312	213	4,947	—	5,473
地方債	—	—	—	778	—	778
政府保証債	—	—	—	94	—	94
金融債	—	—	—	—	—	—
社債	100	600	1,081	3,734	—	5,516
株式	—	—	—	—	—	—
その他の証券	51	296	713	800	133	1,994
令和 3 年度						
国債	—	105	321	4,445	—	4,872
地方債	—	—	—	838	—	838
政府保証債	—	—	—	101	—	101
金融債	—	—	—	—	—	—
社債	100	403	798	3,821	—	5,124
株式	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	312	776	1,065	264	2,419

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

【満期保有目的の債券】

該当する取引はありません。

【その他有価証券】

(単位：百万円)

種 類		令和 4 年度			令和 3 年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	受益証券	385	379	6	322	300	22
	債券						
	国債	833	808	24	650	622	28
	地方債	—	—	—	549	540	8
	政府保証債	—	—	—	101	99	1
	金融債	—	—	—	—	—	—
	社債	200	200	0	2,538	2,509	28
	小計	1,420	1,388	31	4,162	4,072	89
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	受益証券	1,608	1,807	△199	2,096	2,182	△86
	債券						
	国債	4,640	5,174	△533	4,222	4,389	△166
	地方債	778	836	△58	288	300	△11
	政府保証債	94	99	△5	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	社債	5,315	5,508	△192	2,586	2,605	△18
	小計	12,437	13,426	△989	9,193	9,476	△282
合 計		13,857	14,815	△957	13,356	13,549	△193

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 3 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	4,709	252,546	6,781	270,900
	定期生命共済	1,719	7,381	1,361	6,024
	養老生命共済	548	68,940	690	80,957
	うち こども共済	432	23,202	473	29,915
	医療共済	44	8,440	104	10,465
	がん共済		1,081		1,144
	定期医療共済		1,382		1,533
	介護共済	405	4,615	711	4,323
	年金共済		25		35
建物更生共済		42,526	481,492	49,654	492,364
合 計		49,954	825,905	59,304	867,749

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 3 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		0	97	0	116
		392	938	352	440
がん共済		2	36	2	35
定期医療共済		—	4	—	5
合 計		2	138	2	156
		392	938	352	440

(注) 医療共済の金額は上段に入金共済金額、下段に治療共済金額、がん共済および定期医療共済の金額は入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 3 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済		699	7,332	876	6,935
認知症共済		555	548		
生活障害共済（一時金型）		4,788	12,944	3,792	8,363
生活障害共済（定期年金型）		16	211	46	199
特定重度疾病共済		680	1,908	723	1,258

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、認知症共済は認知症共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 3 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前		173	4,777	446	4,824
年金開始後			1,888		1,874
合 計		173	6,666	446	6,698

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	81,229	77	82,394	77
自動車共済		1,224		1,253
傷害共済	76,432	59	68,442	62
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	22	0	32	0
賠償責任共済		2		1
自賠責共済		118		125
合 計		1,482		1,520

- (注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
 2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥料	1,149	180	933	169
農薬	841	135	852	142
飼料	58	2	60	2
農業機械	704	122	795	135
自動車（2 輪除く）	1,084	150	1,046	149
燃料	1,744	262	1,701	258
その他	550	103	682	124
合 計	6,133	956	6,072	984

(2) 販売品取扱実績

① 受託販売品（取扱高）

(単位：百万円)

種 類		令和 4 年度		令和 3 年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	J A 米・一般米	7,362	314	8,302	327
	加工用米	252	17	259	13
	その他	518	39	498	30
米以外	麦・豆・雑穀	105	3	95	1
	野菜	318	8	318	8
	果実	1	0	1	0
	花卉・花木	3	0	3	0
	畜産物	101	1	132	1
		167	1	165	1
		1	0	2	0
	特産物	—	—	—	—
	その他（農産物直売所）	590	88	546	84
	合 計	9,422	476	10,326	468

② 買取販売品（販売高）

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度
	販売高	販売高
直売所（複合直売所含む）	251	299
その他	4	5
合 計	255	304

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 3 年度
収益	保管料	284	271
	荷役料	—	—
	その他	37	38
	計	321	310
費用	倉庫材料費	15	19
	倉庫労務費	—	—
	その他の費用	75	56
	計	90	75

(4) 利用事業（生産施設）取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和 4 年度	令和 3 年度
収益	育苗センター	172	172
	カントリーエレベーター	426	455
	ライスセンター	133	147
	シード（種粳）センター	25	29
	その他	89	99
	計	847	903
費用	育苗センター	136	138
	カントリーエレベーター	245	212
	ライスセンター	88	88
	シード（種粳）センター	18	23
	その他	82	82
	計	573	546

(5) 加工事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 3 年度
収益	餅	111	119
	漬物	0	0
	食糧米	204	239
	贈答品	—	—
	味噌	3	3
	委託	7	7
	その他	3	5
	計	330	375
費用	餅	105	110
	漬物	0	0
	食糧米	159	194
	贈答品	—	—
	味噌	2	2
	委託	0	0
	その他	2	4
	計	270	312

4. 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
食品	316	68	377	85
耐久消費財	99	19	121	21
日用保健雑貨	—	—	—	—
家庭燃料	1,064	366	1,063	375
その他	50	6	71	7
合 計	1,530	460	1,633	489

(2) 利用事業（生活施設）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度		令和 3 年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
葬祭施設	1,153		1,164	

(3) 福祉事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 3 年度
収益	福祉受託料	50	50
	福祉手数料	—	—
	福祉雑収入	0	0
	計	51	50
費用	福祉労務費	20	18
	福祉雑費	17	15
	計	38	33

(4) 介護事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 3 年度
収益	訪問介護	—	—
	地域密着型介護	220	216
	通所介護	93	91
	福祉用具貸与	—	—
	居宅介護支援	—	—
	福祉用具供給高	—	—
	その他介護	—	—
	計	313	307
費用	介護労務費	195	172
	介護消耗備品費	28	27
	福祉用具受入高	—	—
	介護雑費	46	42
	計	270	243

5. 指導事業実績

(単位：百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 3 年度
収入	賦課金	40	42
	指導補助金	0	0
	実費収入	9	10
	計	50	53
支出	営農改善費	52	54
	生活改善費	2	2
	教育情報費	20	19
	組織活動費	52	50
	計	128	127

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
総資産経常利益率	0.18	0.18	0.00
資本経常利益率	3.60	3.57	0.03
総資産当期純利益率	0.13	0.12	0.01
資本当期純利益率	2.49	2.44	0.05

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
貯貸率	期 末	19.85	19.71	0.14
	期中平均	19.69	19.78	△0.09
貯証率	期 末	4.39	4.24	0.15
	期中平均	4.56	3.89	0.67

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. その他経営諸指標

(単位：百万円)

項 目		令和 4 年度	令和 3 年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	3,089	2,910
	一店舗当たり貯金残高	12,131	12,119
	一職員当たり貸出金残高	1,348	1,234
	一店舗当たり貸出金残高	2,408	2,389
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	5,783	5,883
	一店舗当たり長期共済保有高	31,765	33,374
経済事業	一職員当たり買取購買品取扱高	37	34
	一店舗当たり買取購買品取扱高	264	256
販売事業	一職員当たり受託販売品取扱高	130	117

- (注) 1. 職員数は、以下のとおりです。

(単位：人)

項 目	令和 4 年度	令和 3 年度
信用事業（貯金）	102.11	108.27
信用事業（貸出）	46.44	50.33
共済事業	142.80	147.50
経済事業（購買品）	205.85	221.80
販売事業（販売品）	71.95	87.65

2. 信用・共済事業店舗数は、令和4年度、令和3年度ともに 26 店舗(本店・24 支店・1 出張所)です。
 経済事業店舗数は、令和4年度 29 店舗、令和3年度 30 店舗（資材店舗・農機センター・カーセンター・給油所・Aコープ等）です。

V 自己資本の充実度に関する事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和 4 年度	令和 3 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,052	18,885
うち、出資金及び資本準備金の額	7,376	7,462
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	11,865	11,587
うち、外部流出予定額 (△)	136	116
うち、上記以外に該当するものの額	△52	△47
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	36	35
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	36	35
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,089	18,920
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	17	21
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	21
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	17	21
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	19,071	18,898
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	115,831	118,991
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,016	△2,016
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,016	△2,016
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク	13,428	13,737
相当額の合計額を 8%で除して得た額	—	—
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	129,259	132,729
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.75%	14.23%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号) に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

信用リスク・アセット		令和 4 年度			令和 3 年度		
		익스ポーダー の期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	익스ポーダー の期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	1,420	—	—	1,464	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,995	—	—	5,020	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	4,457	—	—	4,736	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	100	—	—	99	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	237,019	47,403	1,896	238,171	47,634	1,905
	法人等向け	6,386	2,829	113	5,904	2,562	102
	中小企業等向け及び個人向け	9,626	3,083	123	9,172	5,880	235
	抵当権付住宅ローン	99	28	1	146	47	1
	不動産取得等事業向け	2,469	2,431	97	2,215	2,164	86
	三月以上延滞等	49	27	1	0	0	0
	取立未済手形	20	4	0	23	4	0
	信用保証協会等保証付	35,547	3,501	140	36,379	3,575	143
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	出資等	2,479	2,479	99	2,478	2,478	99
	(うち出資等のエクスポージャー)	2,479	2,479	99	2,478	2,478	99
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	上記以外	33,498	55,555	2,222	33,460	55,887	2,235
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	14,233	35,584	1,423	14,233	35,584	1,423
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	472	1,181	47	717	1,793	71
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	18,791	18,789	751	18,509	18,504	740

証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー	2,187	504	20	2,482	778	31
（うちリスクスルー方式）	2,187	504	20	2,482	778	31
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエ クスポージャーに係る経過措置によりリス ク・アセットの額に算入されなかったもの の額（△）	—	2,016	80	—	2,016	80
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	341,351	115,831	4,633	341,757	118,991	4,759
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リス ク相当額を8%で除して 得た額 a		所要自己資 本額 b=a×4%	オペレーショナル・リス ク相当額を8%で除して 得た額 a		所要自己資 本額 b=a×4%
	13,428		537	13,737		549
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分 母）計 a		所要自己資 本額 b=a×4%	リスク・アセット等（分 母）計 a		所要自己資 本額 b=a×4%
	129,259		5,170	132,729		5,309

- （注） 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

（1）標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

（２）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分		令和4年度				令和3年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上 延滞エク スポージャー
法人	農業	753	753	—	—	759	759	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	420	22	398	—	224	24	200	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	310	10	300	—	313	12	300	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	3,111	—	3,111	—	2,712	—	2,712	—
	運輸・通信業	1,106	0	1,106	—	1,210	—	1,210	—
	金融・保険業	238,363	238,363	—	—	240,017	9,357	501	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	1,004	704	300	—	1,134	833	300	—
	日本国政府・ 地方公共団体	10,454	3,621	6,832	—	9,759	3,897	5,862	—
	上記以外	710	710	—	0	778	778	—	0
	個人	46,511	46,497	—	13	46,533	46,521	—	19
その他		35,861	0	—	0	35,868	6	—	1
業種別残高計		339,210	62,679	12,651	74	339,311	62,192	11,086	20
残存期間別	1年以下	229,060	955	100		231,241	981	101	
	1年超 3年以下	2,366	1,453	912		1,976	1,465	510	
	3年超 5年以下	4,185	2,873	1,312		4,078	2,963	1,114	
	5年超 7年以下	5,736	3,727	2,008		5,193	3,878	1,315	
	7年超 10年以下	5,856	3,928	1,927		5,695	3,286	2,409	
	10年超	55,223	48,834	6,388		54,257	48,622	5,635	
	期限の定めのないもの	36,782	906	—		36,868	994	—	
残存期間別残高計		339,210	62,679	12,651		339,311	62,192	11,086	

（注）１．当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」には、コミットメントの融資可能残額も含めています。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

（３）貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和4年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	35	36	—	35	36	39	35	—	39	35
個別貸倒引当金	36	41	0	36	41	32	36	—	32	36
合 計	71	77	0	71	77	72	71	—	72	71

（４）業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

区 分		令和4年度						令和3年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	2	—	—	2	1	—	0	—	—	0	2	—
個人		33	41	—	33	40	—	31	36	—	31	33	—
業種別計		36	41	—	36	41	—	32	36	—	32	36	—

（注）当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和4年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	11,204	11,204	—	10,441	10,441
	リスク・ウェイト 2%	—	17	17	—	21	21
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	35,014	35,014	—	35,754	35,754
	リスク・ウェイト 20%	100	237,039	237,139	—	238,194	238,194
	リスク・ウェイト 35%	—	494	494	—	7,436	7,436
	リスク・ウェイト 50%	5,618	—	5,618	5,124	—	5,124
	リスク・ウェイト 75%	—	2,431	2,431	—	2,164	2,164
	リスク・ウェイト 100%	—	25,045	25,045	—	24,492	24,492
	リスク・ウェイト 150%	24	2	26	19	0	20
	リスク・ウェイト 250%	—	13,361	13,361	—	13,606	13,606
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		5,742	337,500	343,243	5,144	345,002	350,146

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれかの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件

をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和 4 年度		令和 3 年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	100	—	99
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	86	8,435	119	921
抵当権住宅ローン	—	33	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	47	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	86	8,616	119	1,021

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構

成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については、時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,479	2,479	2,478	2,478
合 計	2,479	2,479	2,478	2,478

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,187	2,482
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、リスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.22年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重要な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、貸出金の貸出期間、短期化の影響によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ ）と大きく異なる点
特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,435	2,729	273	239
2	下方パラレルシフト	△3,233	△1,633	8	—
3	スティープ化	2,750	3,017		
4	フラット化	△1,549	△1,049		
5	短期金利上昇	53	56		
6	短期金利低下	398	126		
7	最大値	2,750	3,017	273	239
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	19,071		18,898	

- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

Ⅵ 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A えちご上越のグループは、当 J A、子会社 2 社、関連法人等 1 社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

名 称	株式会社 上越コープサービス	株式会社 アグリパートナー
主たる営業所又は事務所の所在地	上越市平成町 564	上越市藤巻 5 - 30
事業の内容	1. 電気工事業 2. 不動産賃貸業 3. 総合リース業 4. 管工事業 5. 水道施設工事業 6. 建設工事業	1. 土地利用型の農業経営 2. 作業の代行、請負、委託 3. 農産物の加工並びに販売 4. 農業機械、施設の利用貸付
設立年月日	平成 5 年 9 月 1 日	平成 19 年 1 月 31 日
資本金または出資金	2,000 万円	310 万円
当 J A の議決権比率	100.00%	96.77%
他の子会社等の議決権比率	100.00%	96.77%

(3) 連結事業概況（令和 4 年度）

① 事業の概況

令和 4 年度の当 J A の連結決算は、「株式会社 上越コープサービス」1 社を連結しています。
連結決算の内容は、連結経常収益 12,938 百万円、連結当期剰余金 446 百万円、連結純資産 18,314 百万円、連結総資産 340,450 百万円で、連結自己資本比率は 14.85%となりました。

② 連結子会社の事業概要

株式会社 上越コープサービス

新型コロナウイルス感染は下降傾向となりサービス需要は回復しつつあるものの、中国のゼロコロナ政策やロシアのウクライナ侵攻の影響から物流の停滞が続きました。また、外国為替レートは 32 年ぶりの円安水準を記録し、原材料・燃料価格の高騰や生活必需品の相次ぐ値上げなど物価水準の高止まりに歯止めがかからない状況となりました。

施行面では、感染予防を徹底し、工期厳守で取り組みました。仕入価格・納期等の調整や交渉に努めましたが、税引前当期純利益は、29 百万円（計画対比 42.64%）と計画を下回る成果となりました。

③ 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等

該当ありません。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
連結経常収益（事業収益）	19,199	18,144	16,799	17,077	12,938
信用事業収益	2,698	2,559	2,514	2,447	2,358
共済事業収益	1,967	1,818	1,681	1,645	1,559
農業関連事業収益	6,418	6,285	6,269	6,314	3,632
生活その他事業収益	8,038	7,400	6,282	6,619	5,339
営農指導事業収入	78	82	53	52	50
連結経常利益	419	396	605	626	660
連結当期剰余金	258	288	395	467	446
連結純資産額	18,618	18,816	18,722	18,923	18,314
連結総資産額	328,648	330,323	339,951	341,548	340,450
連結自己資本比率	15.17%	14.43%	14.39%	14.33%	14.85%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資 産			負 債 及 び 資 本		
科 目	令和4年度 (5年2月28日)	令和3年度 (4年2月28日)	科 目	令和4年度 (5年2月28日)	令和3年度 (4年2月28日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	305,955	307,165	1. 信用事業負債	317,114	317,412
(1)現金及び預金	228,221	230,283	(1)貯 金	315,194	314,910
(2)有価証券	13,857	13,356	(2)借 入 金	811	872
(3)貸 出 金	62,618	62,124	(3)その他の信用事業負債	1,107	1,628
(4)その他の信用事業資産	1,318	1,457	2. 共済事業負債	1,205	1,289
(5)貸倒引当金	△61	△56	(1)共済資金	591	661
2. 共済事業資産	0	1	(2)その他の共済事業負債	613	627
(1)その他の共済事業資産	0	2	3. 経済事業負債	640	549
(2)貸倒引当金	—	△1	(1)支払手形及び経済事業未払金	446	463
3. 経済事業資産	5,339	4,599	(2)その他の経済事業負債	193	86
(1)受取手形及び経済事業未収金	1,120	1,151	4. 設備借入金	209	243
(2)棚卸資産	472	390	5. 雑負債	836	696
(3)その他の経済事業資産	3,762	3,070	(1)未払法人税等	30	98
(4)貸倒引当金	△16	△13	(2)資産除去債務	198	69
4. 雑資産	1,826	2,039	(3)その他の負債	606	528
5. 固定資産	11,329	11,657	6. 諸引当金	2,130	2,434
(1)有形固定資産	11,305	11,626	(1)賞与引当金	212	197
建物	18,618	18,566	(2)退職給付に係る負債	1,875	2,194
機械装置	5,437	5,509	(3)役員退職慰労引当金	42	35
土地	5,806	5,812	(4)ポイント引当金	—	7
建設仮勘定	—	0	負債の部合計	322,136	322,625
その他の有形固定資産	4,128	4,362	1. 組合員資本	19,271	19,116
減価償却累計額	△22,686	△22,624	(1)出資金	7,376	7,462
(2)無形固定資産	24	30	(2)利益剰余金	11,947	11,701
6. 外部出資	15,348	15,348	(3)処分未済持分	△52	△47
(1)外部出資	15,348	15,348	(4)子会社の保有する親組合出資金	△0	△0
7. 繰延税金資産	650	737	2. 評価・換算差額等	△957	△193
			(1)その他有価証券評価差額金	△957	△193
			純資産の部合計	18,314	18,314
資産の部合計	340,450	341,548	負債及び純資産の部合計	340,450	341,548

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (自 4年3月1日 至 5年2月28日)	令和3年度 (自 3年3月1日 至 4年2月28日)	科 目	令和4年度 (自 4年3月1日 至 5年2月28日)	令和3年度 (自 3年3月1日 至 4年2月28日)
1. 事業総利益	6,480	6,788	(8) 販売事業費用	438	485
(1) 信用事業収益	2,358	2,447	販売品販売原価	185	204
資金運用収益	2,180	2,288	販売費	187	211
(うち預金利息)	1,205	1,356	その他の費用	65	70
(うち有価証券利息)	87	38	(うち貸倒引当金戻入益)	△0	△0
(うち貸出金利息)	622	643	販売事業総利益	426	416
(うちその他受入利息)	265	250	(9) その他事業収益	3,096	3,514
役務取引等収益	125	112	(10) その他事業費用	1,988	2,266
その他事業直接収益	2	6	その他事業総利益	1,108	1,248
その他経常収益	50	39	2. 事業管理費	6,088	6,491
(2) 信用事業費用	312	316	(1) 人件費	4,544	4,815
資金調達費用	28	39	(2) その他事業管理費	1,544	1,676
(うち貯金利息)	19	29	事業利益	391	297
(うち給付補てん備金繰入)	2	2	3. 事業外収益	317	369
(うち借入金利息)	3	3	(1) 受取雑利息	17	28
(うちその他支払利息)	3	3	(2) 受取出資配当金	203	203
役務取引等費用	27	27	賃貸料	28	26
その他経常費用	256	249	(3) 償却債権取立益	0	0
(うち貸倒引当金繰入額)	5	△6	貸倒引当金戻入益	0	0
信用事業総利益	2,046	2,130	雑収入	67	110
(3) 共済事業収益	1,559	1,645	4. 事業外費用	48	39
共済付加収入	1,465	1,542	(1) 寄付金	0	71
その他の収益	93	103	(2) 雑損失	48	39
(4) 共済事業費用	88	93	貸倒引当金戻入益	—	△0
共済推進費及び共済保全費	38	41	経常利益	660	626
その他の費用	49	52	5. 特別利益	13	227
(うち貸倒引当金繰入額)	—	1	(1) 固定資産処分益	1	5
共済事業総利益	1,471	1,551	(2) 一般補助金	12	214
(5) 購買事業収益	5,059	8,568	(3) その他の特別利益	—	7
購買品供給高	4,031	8,108	6. 特別損失	33	244
購買手数料	582	—	(1) 固定資産処分損	1	19
修理サービス料	404	429	(2) 固定資産圧縮損	—	214
その他の収益	40	30	(3) 減損損失	12	10
(6) 購買事業費用	3,630	7,125	(4) その他の特別損失	20	—
購買品供給原価	3,244	6,719	税金等調整前当期利益	640	610
購買品供給費	219	229	法人税・住民税及び事業税	79	150
修理サービス料	9	10	法人税等調整額	114	△8
その他の費用	157	165	法人税等合計	194	142
(うち貸倒引当金繰入額)	2	5	当期利益	446	467
購買事業総利益	1,428	1,442	当期剰余金	446	467
(7) 販売事業収益	864	901			
販売品販売高	255	304			
販売手数料	476	468			
その他の収益	131	128			

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (自 4年3月1日 至 5年2月28日)	令和3年度 (自 3年3月1日 至 4年2月28日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	640	610
減価償却費	700	776
減損損失	20	10
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	6	△2
賞与引当金の増加額 (△は減少)	15	11
退職給付に係る負債の増加額 (△は減少)	△318	△25
その他引当金等の増加額 (△は減少)	△0	2
信用事業資金運用収益	△2,194	△2,290
信用事業資金調達費用	28	39
受取雑利息及び受取出資配当金	△221	△231
有価証券関係損益 (△は益)	△4	△14
固定資産売却損益 (△は益)	△0	13
<信用事業活動による資産及び負債の増減>		
貸出金の純増 (△) 減	△493	1,682
預金の純増 (△) 減	2,130	△2,680
貯金の純増減 (△)	284	697
信用事業借入金の純増額 (△)	△61	3
その他信用事業資産の増 (△) 減	1	22
その他信用事業負債の増減 (△)	△527	775
<共済事業活動による資産及び負債の増減>		
共済資金の純増減 (△)	△70	△52
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△15	△17
その他共済事業資産の増 (△) 減	1	△0
その他共済事業負債の増減 (△)	2	2
<経済事業活動による資産及び負債の増減>		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	30	381
経済受託債権の純増 (△) 減	△688	2,114
棚卸資産の純増 (△) 減	△82	△14
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△16	△62
経済受託債務の純増減 (△)	122	△36
その他経済事業資産の増 (△) 減	△3	31
その他経済事業負債の増減 (△)	△15	△0
<その他の資産及び負債の増減>		
その他資産の増 (△) 減	213	298
その他負債の増減 (△)	100	△125
未払消費税の増減 (△)	—	—
信用事業資金運用による収入	2,331	2,277
信用事業資金調達による支出	△21	△97
事業分量配当金の支払額	△42	—
小 計	1,852	4,100
雑利息及び出資配当金の受取額	221	231
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	△146	△82
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,926	4,249

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (自 4年3月1日 至 5年2月28日)	令和3年度 (自 3年3月1日 至 4年2月28日)
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,264	△3,503
有価証券の売却等による収入	1,002	1,489
金銭の信託の増加による支出	—	—
金銭の信託の減少による収入	—	—
固定資産の取得による支出	△425	△737
固定資産の売却による収入	16	47
補助金の受入による収入	12	214
外部出資による支出	△0	△2,680
外部出資の売却等による収入	0	1
資産除去債務履行による支出	0	—
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,659	△5,169
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	225
設備借入金の返済による支出	△34	△43
出資の増額による収入	258	233
出資の払戻しによる支出	△343	△382
持分の取得による支出	△52	△47
持分の譲渡による収入	47	65
出資配当金の支払額	△73	△77
非支配株主への配当金支払額	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	—	—
連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△198	△25
4. 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	68	△945
5. 現金及び現金同等物の期首残高	5,165	6,110
6. 現金及び現金同等物の期末残高	5,233	5,165

(8) 連結注記表

【令和4年度】

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社 1社
株式会社 上越コープサービス
- ②非連結子会社・子法人等 1社
株式会社 アグリパートナー

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に、J Aからの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

また、非連結子会社は損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の関連法人等 0社
- ②持分法非適用の関連法人等 1社
妙高ふるさと振興株式会社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

当該事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲

現金および現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」の中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

- ①子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
- 1) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 2) 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準	評価方法
購買品 (数量管理品)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
購買品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
購買品 (個別管理品)	個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
販売品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
加工品 (製品、主要原材料)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
葬祭品	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
その他の棚卸資産 (製品、仕掛品、主要原材料)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
その他の棚卸資産 (上記以外)	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 一部買取販売品を含む
(株) 上越コープサービスの棚卸資産	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで、過去の実績率の最大値を用いて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2) 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 収益および費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

ア) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、当該時点で収益を認識するほか、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しています。

イ) 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ウ) その他事業

保管事業、加工事業、利用事業、宅地等供給事業、指導事業、高齢者福祉事業を利用する利用者等に対し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を、それぞれの当該時点において収益を認識しています。

(6) 消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金および販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権および経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業、その他事業は、当組合が代理人として関与している取引について純額で収益を認識して、購買手数料、その他事業収益として表示しています。

3 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計日」）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

①代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

この結果、各事業の収益および費用が購買事業では 3,270,775,570 円、その他事業では 295,235,533 円、それぞれ減少しています。

これにより事業総利益、事業利益、経常利益、税引前当期利益に与える影響はありません。

②カントリーエレベーターおよび米の販売に関する収益認識

利用農家から収受するカントリーエレベーター利用料については、主に乾燥・調製の役務提供で構成されています。従来は搬入後に利用料全額を収益認識していましたが、期末に在庫する乾粒に関する調製料を次期の履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しています。これにより、その他事業収益が 3,097,314 円増加しています。

また、米の販売手数料および機械使用料について、従来は代金を受け取った時点で収益認識していましたが、販売先の求めに応じてその全部または一部を出荷せず一定期間保管しておく場合については、引き渡し完了するまで、当該部分にかかる収益を認識しないことに変更しています。これにより、その他事業収益 4,097,641 円が増加しています。

③利益剰余金について

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過措置に従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

当組合は、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 3 月 4 日。以下「時価算定会計」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 668,804,786 円（繰延税金負債との相殺前）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 2 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 20,470,276 円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年2月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 77,988,789 円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価して設定しています。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

貸倒引当金の見積りに係る様々な仮定の不確実性は高いため、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類において計上金額が増減する可能性があります。

5 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は8,015,382,518円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	4,069,013,672 円	土地	85,056,093 円
機械装置	3,118,333,917 円	その他の有形固定資産	742,978,836 円

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000,000,000 円を為替決済の担保に、定期預金 2,000,000 円を地方公営企業法施行令第22条の3第2項に基づく担保に供しています。また、建物 163,635,101 円および土地 76,391,707 円を設備借入金 209,250,000 円の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 8,132 円

子会社等に対する金銭債務の総額 257,682,810 円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務

理事、経営管理委員および監事に対する金銭債権の総額 51,056,655 円

理事、経営管理委員および監事に対する金銭債務はありません。

(5) 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額および合計額
債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は、117,580,114 円、危険債権は213,467,998 円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く)です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額は、4,406,000 円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額の合計額は、335,454,112 円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 連結損益計算書に係る注記

(1) 子会社等との取引による総額

①子会社等との取引による収益総額	38,053,120 円
うち事業取引高	10,229,120 円
うち事業取引以外の取引高	27,824,000 円
②子会社等との取引による費用総額	225,642,906 円
うち事業取引高	611,006 円
うち事業取引以外の取引高	225,031,900 円

(2) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター中央、カーセンター北、カーセンター東、自動車板金工場、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、セレモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

②減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧なおえつ保倉支店	遊 休	建物、その他の有形固定資産
柳町倉庫	賃 貸	建物
柿崎雪中貯蔵庫	賃 貸	建物
源農産物加工所	賃 貸	土地
下三分一農業倉庫	賃 貸	建物
旧櫛池支所	賃 貸	建物、土地
旧杉野沢支店（借地）	賃 貸	建物、その他の有形固定資産
井ノ口農業倉庫	賃 貸	建物、無形（非償却）、土地
雪森倉庫	賃 貸	建物

③減損損失の認識に至った経緯

遊休資産については、当事業年度の調査によりアスベストが検出され、資産除去債務を計上することとなりましたが、事業外資産であることから固定資産の計上と同時に減損損失として認識しました。

賃貸資産は、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に達していないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧なおえつ保倉支店	： 3,521,888 円（建物 3,509,628 円、その他の有形固定資産 12,260 円）
柳町倉庫	： 1,377,283 円（建物 1,377,283 円）
柿崎雪中貯蔵庫	： 1,076,194 円（建物 1,076,194 円）
源農産物加工所	： 912,264 円（土地 912,264 円）
下三分一農業倉庫	： 1,210,845 円（建物 1,210,845 円）
旧櫛池支所	： 4,918,645 円（建物 4,900,747 円、土地 17,898 円）
旧杉野沢支店（借地）	： 1,965,913 円（建物 1,907,137 円、その他の有形固定資産 58,776 円）
井ノ口農業倉庫	： 5,278,595 円（建物 635,563 円、無形（非償却） 8,157 円、土地 4,634,875 円）
雪森倉庫	： 208,649 円（建物 208,649 円）
合計	： 20,470,276 円（建物 14,826,046 円、その他の有形固定資産 71,036 円、無形固定資産 8,157 円、土地 5,565,037 円）

⑤回収可能額の算定方法

遊休資産は過年度に備忘価額を残し減損処理していることから、回収可能価額が見込めないと判断しました。

賃貸資産のうち下三分一農業倉庫については、回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額に基づき算定しています。その他の賃貸資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、将来キャッシュフローを 1.7683%で割り引いて算出しております。

7 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が189,481,522円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	226,801,686,026	226,764,368,399	△37,317,627
有価証券			
その他有価証券	13,857,745,500	13,857,745,500	—
貸出金	62,618,595,444		
貸倒引当金(注)	△61,937,889		
貸倒引当金控除後	62,556,657,555	62,709,737,264	153,079,709
資産計	303,216,089,081	303,331,851,163	115,762,082
貯金	315,194,753,160	315,007,765,116	△186,988,044
負債計	315,194,753,160	315,007,765,116	△186,988,044

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ・スワップ(Overnight Index Swap以下「OIS」という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
外部出資(注)	15,348,947,507 円

(注) 外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	226,801,686,026	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	100,000,000	696,302,200	500,000,000	1,513,260,000	500,000,000	11,151,227,800
貸出金(注1、2、3)	5,155,009,243	3,797,504,319	3,514,263,435	3,406,512,532	2,863,253,739	43,732,515,210
合計	232,056,695,269	4,493,806,519	4,014,263,435	4,919,772,532	3,363,253,739	54,883,743,010

- (注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く) 570,553,738 円については、「1 年以内」に含めています。
- (注2) 貸出金のうち、三カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 113,071,966 円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
- (注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 36,465,000 円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(注)	276,033,582,104	20,488,577,692	14,545,044,201	1,959,114,108	1,570,197,219	598,237,836
合計	276,033,582,104	20,488,577,692	14,545,044,201	1,959,114,108	1,570,197,219	598,237,836

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

8 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価を 超えるもの	株式	—	—
	受益証券	385,943,300	379,791,543
	債券		
	国債	833,500,000	808,933,190
	地方債	—	—
	政府保証債	—	—
	金融債	—	—
	社債	200,740,000	200,000,000
	小計	1,420,183,300	1,388,724,733
連結貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価を 超えないもの	株式	—	—
	受益証券	1,608,142,200	1,807,680,960
	債券		
	国債	4,640,460,000	5,174,392,853
	地方債	778,730,000	836,955,117
	政府保証債	94,480,000	99,844,873
	金融債	—	—
	社債	5,315,750,000	5,508,012,023
	小計	12,437,562,200	13,426,885,826
合 計	13,857,745,500	14,815,610,559	△957,865,059

なお、上記差額△957,865,059 円を、連結貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：円)

	売却額	売却益	売却損
株式	—	—	—
受益証券	503,242,452	17,034,015	—
債券			
国債	200,351,000	2,081,000	—
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	—	—	—
合 計	703,593,452	19,115,015	—

- (4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券
該当する事項はありません。

9 退職給付に関する注記

1. えちご上越農業協同組合

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,283,596,240 円
勤務費用	246,372,948 円
利息費用	12,516,557 円
数理計算上の差異の発生額	△211,562,778 円
退職給付の支払額	△424,059,000 円
期末における退職給付債務	4,906,863,967 円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,111,700,943 円
期待運用収益	20,708,417 円
数理計算上の差異の発生額	△221,659 円
特定退職金共済制度への拠出金	197,381,700 円
退職給付の支払額	△275,051,868 円
期末における年金資産	3,054,517,533 円

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	4,906,863,967 円
特定退職金共済制度	△3,054,517,533 円
未積立退職給付債務	1,852,346,434 円
貸借対照表計上額純額	1,852,346,434 円
退職給付引当金	1,852,346,434 円

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	246,372,948 円
利息費用	12,516,557 円
期待運用収益	△20,708,417 円
数理計算上の差異の費用処理額	△211,341,119 円
小計	26,839,969 円
臨時に支払った退職金	1,173,000 円
合計	28,012,969 円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
年金保険投資	28%
現金および預金	4%
その他	4%
合 計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～1.53%
長期期待運用収益率	0.67%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員

共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 61,577,278 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、651,346,000 円となっています。

2. 株式会社上越コープサービス

（1）採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（2）退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	22,400,737 円
退職給付費用	5,444,491 円
退職給付の支払額	－円
特定退職金共済制度への拠出金	△4,379,100 円
期末における退職給付引当金	23,466,128 円

（3）退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	81,645,000 円
特定退職金共済制度	△58,178,872 円
未積立退職給付債務	23,466,128 円
退職給付引当金	23,466,128 円

（4）簡便法で計算した退職給付費用

5,444,491 円

（5）退職給付債務の計算基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数 該当なし

10 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	えちご上越農業協同組合	（株）上越コープサービス
退職給付引当金	559,530,866 円	8,001,949 円
その他有価証券評価差額金	264,945,476 円	－円
貸倒引当金超過額	－円	－円
賞与引当金	57,544,707 円	1,549,693 円
資産除去債務	55,004,921 円	－円
固定資産減損損失否認額	39,747,298 円	－円
未払費用否認額	32,750,203 円	267,626 円
役員退職慰労引当金	10,864,387 円	994,015 円
その他	11,680,411 円	2,250 円
繰延税金資産小計	765,127,379 円	10,815,533 円
評価性引当額	△55,994,111 円	－円
繰延税金資産合計	709,133,268 円	10,815,533 円
繰延税金負債		
その他	△30,973,805 円	△329,576 円
繰延税金負債合計	△30,973,806 円	△329,576 円
繰延税金資産の純額	637,830,981 円	10,485,957 円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	えちご上越農業協同組合	(株)上越コープサービス
法定実効税率	27.66%	34.10%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.83%	0.65%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.48%	—
住民税均等割等	1.06%	0.60%
事業分量(利用高)配当金	△2.74%	—
税額控除	△0.96%	—
評価性引当額の増減	5.25%	—
その他	△0.99%	△0.63%
税効果会計適用後の法人税の負担率	26.61%	34.71%

11 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」の中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

(2) 現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に標記されている科目の金額との関係

現金および預金勘定	228,221,866,635 円
別段預金、定期性預金および譲渡性預金	△222,988,000,000 円
現金および現金同等物	5,233,866,635 円

13 その他の注記

「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に基づき、資産除去債務を計上しています。

(2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	69,809,628 円
有害物質除去義務の認識に伴う増加額	139,971,979 円
時の経過による調整額	127,798 円
資産除去債務の履行による減少額	△ 11,048,519 円
期末残高	198,860,886 円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上の建物に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必要な施設であり、現時点で除去を想定しているものではありません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

【令和3年度】

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社 1社
株式会社 上越コープサービス
②非連結子会社・子法人等 1社
株式会社 アグリパートナー

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に、JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

また、非連結子会社は損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の関連法人等 0社
②持分法非適用の関連法人等 1社
妙高ふるさと振興株式会社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間 当該事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

- ①子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
②その他有価証券
1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

評価基準	評価方法
購買品 (数量管理品)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
購買品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
購買品 (個別管理品)	個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
販売品 (売価管理品)	売価還元法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
加工品 (製品、主要原材料)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
葬祭品	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
その他の棚卸資産 (製品、仕掛品、主要原材料)	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
その他の棚卸資産 (上記以外)	最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 一部買取販売品を含む
(株)上越コープサービスの棚卸資産	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、3 年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。

②無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

（4）引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号（令和 2 年 3 月 17 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、過去 10 年の実績率の最大値を用いて算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

②賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

（1）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

（2）数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ポイント引当金

J A 事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

（5）消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

（6）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

②米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

（追加情報）

改正企業会計基準第 24 号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項及び米共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事

項に記載しています。

3 表示方法の変更に関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第 126 条の3の2に基づき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を当事業年度より適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損及び貸倒引当金に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

4 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 709,133,268 円
（相殺すべき繰延税金負債の金額発生はありません。）

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和 4 年 2 月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 10,525,415 円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識、判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和 4 年 3 月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 71,433,705 円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算定方法

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しています。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえたうえで、各債務者の収益獲得能力を個別に評価して設定しています。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を含む貸倒引当金の見積りに係る様々な仮定の不確実性は高いため、債務者を取り巻く経済環境や、債務者の経営状況等が変化した場合には、翌事業年度の計算書類において計上金額が増減する可能性があります。

5 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 10,269,885,980 円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	4,701,396,898 円	構築物	631,230,539 円
機械装置	4,473,944,445 円	車両・運搬具	49,711,279 円
器具・備品	321,004,071 円	土地	92,598,748 円

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000,000,000 円を為替決済の担保に、定期預金 2,000,000 円を地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項に基づき担保に供しています。また、建物 169,546,906 円及び土地 76,391,707 円を設備借入金 243,250,000 円の担保に供しています。

- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 64,410,256 円
 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

- (4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳
 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

貸出金のうち、延滞債権額は 328,156,078 円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 20,246,685 円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、348,402,763 円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 連結損益計算書に係る注記

- (1) 子会社等との取引による総額

①子会社等との取引による収益総額	27,162,700 円
うち事業取引高	14,338,700 円
うち事業取引以外の取引高	12,824,000 円
②子会社等との取引による費用総額	287,066,363 円
うち事業取引高	241,849 円
うち事業取引以外の取引高	286,824,514 円

- (2) 減損損失に関する注記

- ①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター中央、カーセンター北、カーセンター東、自動車板金工場、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、セレモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

- ②減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧上越もち加工場	遊 休	建物
旧牧加工所	遊 休	建物
源農産物加工所	賃 貸	土地
井ノ口農業倉庫	賃 貸	建物、無形固定資産、土地

- ③減損損失の認識に至った経緯

旧上越もち加工場（遊休資産）、旧牧加工所（遊休資産）については、当事業年度の調査によりアスベストが検出され、資産除去債務を計上することとなりましたが、事業外資産であることから固定資産の計上と同時に減損損失として認識しました。

また、源農産物加工所及び井ノ口農業倉庫は、賃貸資産として活用されていますが、割引前キャッシュ・フローが帳簿価額に達していないため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

- ④減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧上越もち加工場	:	2,700,000 円	（建物 2,700,000 円）
旧牧加工所	:	2,200,000 円	（建物 2,200,000 円）
源農産物加工所	:	199,888 円	（土地 199,888 円）
井ノ口農業倉庫	:	5,425,527 円	（建物 5,155,548 円、無形固定資産 56,842 円、土地 213,137 円）
合計	:	10,525,425 円	（建物 10,055,548 円、無形固定資産 56,842 円、土地 413,025 円）

⑤回収可能額の算定方法

旧上越もち加工場（遊休資産）及び旧牧加工所（遊休資産）は過年度に備忘価額を残し減損処理していることから、回収可能額が見込めないと判断しました。

源農産物加工所及び井ノ口農業倉庫の回収可能額については使用価値を採用しており、割引率については適用していません。

7 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が264,043,858円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	228,818,821,588	228,820,992,440	2,170,852
有価証券			
その他有価証券	13,356,274,200	13,356,274,200	—
貸出金	62,124,781,580		
貸倒引当金(注1)	△56,570,188		
貸倒引当金控除後	62,068,211,392	65,957,891,494	3,889,680,102
資産計	309,131,894,709	313,023,745,663	3,891,850,954
貯金	314,910,531,488	314,923,382,789	12,851,301
負債計	314,910,531,488	314,923,382,789	12,851,301

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ・ワップ(Overnight Index Swap以下「OIS」という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(注1) 15,348,627,507円

(注1) 外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	228,818,821,588	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち 満期があるもの	100,000,000	148,365,000	664,171,200	4,000,000,000	1,476,000,000	10,365,900,000
貸出金(注1、2、3)	5,281,325,008	3,891,702,551	3,572,386,395	3,267,126,613	3,153,606,805	42,852,195,116
合計	234,200,146,596	4,040,067,551	4,236,557,595	3,667,126,613	4,629,606,805	53,218,095,116

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く) 633,322,923円については、「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 54,462,092円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 51,977,000円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	268,188,963,291	22,183,075,522	20,403,657,421	1,421,277,055	1,858,854,642	854,703,557
合計	268,188,963,291	22,183,075,522	20,403,657,421	1,421,277,055	1,858,854,642	854,703,557

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：円)

種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価を 超えるもの	株式	—	—
	受益証券	322,910,000	300,250,000
	債券		
	国債	650,480,000	622,124,690
	地方債	549,480,000	540,547,513
	政府保証債	101,300,000	99,833,987
	金融債	—	—
	社債	2,538,240,000	2,509,819,813
	小計	4,162,410,000	4,072,576,003
連結貸借対照表計上額が 取得価額又は償却原価を 超えないもの	株式	—	—
	受益証券	2,096,424,200	2,182,682,087
	債券		
	国債	4,222,410,000	4,389,136,231
	地方債	288,860,000	300,000,000
	政府保証債	—	—
	金融債	—	—
	社債	2,586,170,000	2,605,024,304
	小計	9,193,864,200	9,476,842,622
合 計	13,356,274,200	13,549,418,625	△193,144,425

なお、上記差額△193,144,425円を、連結貸借対照表上の「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位：円)

	売却額	売却益	売却損
株式	—	—	—
受益証券	159,828,012	9,525,982	—
債券			
国債	604,047,000	3,834,896	—
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	303,815,000	2,832,744	—
合 計	1,067,690,012	16,193,622	—

(4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券
該当する事項はありません。

9 退職給付に関する注記

1. えちご上越農業協同組合

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,291,866,043 円
勤務費用	249,681,453 円
利息費用	10,455,690 円
数理計算上の差異の発生額	30,816,054 円
退職給付の支払額	△299,223,000 円
期末における退職給付債務	5,283,596,240 円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,093,880,571 円
期待運用収益	22,148,864 円
数理計算上の差異の発生額	△1,571,020 円
特定退職金共済制度への拠出金	186,053,400 円
退職給付の支払額	△188,810,872 円
期末における年金資産	3,111,700,943 円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,283,596,240 円
特定退職金共済制度	△3,111,700,943 円
未積立退職給付債務	2,171,895,297 円
貸借対照表計上額純額	2,171,895,297 円
退職給付引当金	2,171,895,297 円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	249,681,453 円
利息費用	10,455,690 円
期待運用収益	△22,148,864 円
数理計算上の差異の費用処理額	32,387,074 円
小計	270,375,353 円
臨時に支払った退職金	6,148,437 円
合計	276,523,790 円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
年金保険投資	27%
現金及び預金	4%
その他	5%
合 計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00～1.00%
長期期待運用収益率	0.72%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 63,157,501 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、734,718,000 円となっています。

2. 株式会社上越コープサービス

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	21,615,701 円
退職給付費用	6,193,998 円
退職給付の支払額	△6,640,278 円
特定退職金共済制度への拠出金	1,231,316 円
期末における退職給付引当金	22,400,737 円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	76,458,000 円
特定退職金共済制度	△65,804,495 円
未積立退職給付債務	10,653,505 円
退職給付引当金	10,653,505 円

(4) 簡便法で計算した退職給付費用
6,193,998 円(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項
会計基準変更時差異の処理年数 該当なし

10 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	えちご上越農業協同組合	(株)上越コープサービス
退職給付引当金	600,746,239 円	7,638,651 円
貸倒引当金超過額	— 円	— 円
賞与引当金	53,670,800 円	1,190,158 円
固定資産減損損失否認額	43,134,905 円	— 円
未払費用否認額	35,158,426 円	204,838 円
役員退職慰労引当金	9,149,467 円	783,447 円
その他	23,267,542 円	1,705,971 円
繰延税金資産小計	765,127,379 円	11,523,065 円
評価性引当額	△55,994,111 円	— 円
繰延税金資産合計	709,133,268 円	11,523,065 円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	えちご上越農業協同組合	(株)上越コープサービス
法定実効税率	27.66%	34.10%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82%	0.26%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.22%	—
住民税均等割等	1.14%	0.26%
事業分量(利用高)配当金	△1.99%	
税額控除	△1.28%	0.00%
評価性引当額の増減	1.45%	—
その他	0.16%	△0.10%
税効果会計適用後の法人税の負担率	22.74%	34.52%

11 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に標記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	230,283,256,206 円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△225,118,000,000 円
現金及び現金同等物	5,165,256,206 円

12 その他の注記

「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に基づき、資産除去債務を計上しています。

(2) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,890,000 円
有害物質除去義務の認識に伴う増加額	69,789,417 円
時の経過による調整額	20,211 円
資産除去債務の履行による減少額	△ 3,890,000 円
期末残高	69,809,628 円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、借地上の建物に関して、不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該施設は当組合が事業を継続する上で必要な施設であり、現時点で除去を想定しているものではありません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 4 年度	令和 3 年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	11,617	11,310
2 利益剰余金増加高	446	467
当期剰余金	446	467
3 利益剰余金減少高	116	77
配当金	73	77
事業分量配当金	42	—
4 利益剰余金期末残高	11,947	11,701

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	118	58	60
危険債権額	213	270	△57
要管理債権額	4	20	△16
三月以上延滞債権額	0	0	0
貸出条件緩和債権額	4	20	△16
小 計	335	348	△13
正常債権額	62,335	61,829	506
合 計	62,670	62,177	493

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和 4 年度	令和 3 年度
信用事業	事業収益	2,358	2,447
	経常利益	415	446
	資産の額	305,955	307,165
共済事業	事業収益	1,559	1,645
	経常利益	608	645
	資産の額	0	1
農業関連事業	事業収益	3,632	6,314
	経常利益	△4	△37
	資産の額	—	—

生活その他事業	事業収益	5,339	6,619
	経常利益	△33	△32
	資産の額	—	—
営農指導事業	事業収入	50	52
	経常利益	△392	△396
	資産の部	—	—
合 計	事業収益	12,938	17,077
	経常利益	660	626
	資産の額	340,450	341,548

(注) 上記の資産の額(合計)は連結貸借対照表上の総資産額です。信用事業、共済事業のみ資産の額を記載しています。

2. 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和5年2月末における連結自己資本比率は、14.85%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

◇普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	えちご上越農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,376 百万円 (前年度 7,462 百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、経営の健全性維持・強化を図っています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	19,135	18,999
うち、出資金及び資本準備金の額	7,376	7,611
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	11,947	11,701
うち、外部流出予定額 (△)	136	116
うち、上記以外に該当するものの額	△52	△47
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	36	35
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	36	35
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,171	19,034
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	17	21
うち、のれんに係るもの (のれん相当額を含む) の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	17	21

繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (□)	17	21
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (□)) (ハ)	19,154	19,012
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	115,426	118,795
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,016	△2,016
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,016	△2,016
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額	13,481	13,801
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	128,908	132,597
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.85%	14.33%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号) に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和 4 年度			令和 3 年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット 額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	1,420	—	—	1,464	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,995	—	—	5,020	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	4,457	—	—	4,736	—	—
	地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	1,000	—	—	99	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	237,019	47,403	1,896	238,171	47,634	1,905
	法人等向け	6,386	2,829	113	5,904	2,562	102
	中小企業等向け及び個人向け	9,626	3,083	123	9,172	5,880	235
	抵当権付住宅ローン	99	28	1	146	47	1
	不動産取得等事業向け	2,469	2,431	97	2,215	2,164	86
	三月以上延滞等	49	27	1	0	0	0

取立未済手形	20	4	0	23	4	0
信用保証協会等保証付	35,547	3,501	140	36,379	3,575	143
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	2,459	2,459	98	2,459	2,459	98
（うち出資等のエクスポージャー）	2,459	2,459	98	2,459	2,459	98
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	33,096	55,170	2,206	33,225	55,704	2,227
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	14,233	35,584	1,423	14,233	35,584	1,423
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	483	1,208	48	752	1,880	75
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	18,379	18,377	735	18,240	18,240	729
証券化	—	—	—	—	—	—
（うち S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非 S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,187	504	20	2,482	778	31
（うちルックスルー方式）	2,187	504	20	2,482	778	31
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	2,016	80	—	2,016	80
上記以外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	340,936	115,426	4,617	341,525	118,795	4,751
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	13,481	539	13,801	552		
所要自己資本額計	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	128,908	5,156	132,597	5,303		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額 }}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（8ページ）をご参照ください。

(注) 単体の「リスク管理の状況」の項目に記載。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分			令和4年度				令和3年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業		753	753	—	—	759	759	—	—
	林業		—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業		—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業		420	22	398	—	224	24	200	—
	鉱業		—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業		310	10	300	—	313	12	300	—
	電気・ガス・熱供給・水道業		3,111	—	3,111	—	2,712	—	2,712	—
	運輸・通信業		1,106	0	1,106	—	1,210	—	1,210	—
	金融・保険業		238,363	238,363	—	—	240,017	9,357	501	—
	卸売・小売・飲食・サービス業		1,004	704	300	—	1,134	833	300	—
	日本国政府・地方公共団体		10,454	3,621	6,832	—	9,759	3,897	5,862	—
	上記以外		710	710	—	0	778	778	—	0
	個人		46,511	46,497	—	13	46,533	46,521	—	19
	その他		35,861	0	—	0	35,868	6	—	1
業種別残高計			339,210	62,679	12,651	74	339,311	62,192	11,086	20
残存期間別	1年以下		229,060	955	100		231,241	981	101	
	1年超3年以下		2,366	1,453	912		1,976	1,465	510	
	3年超5年以下		4,185	2,873	1,312		4,078	2,963	1,114	
	5年超7年以下		5,736	3,727	2,008		5,193	3,878	1,315	
	7年超10年以下		5,856	3,928	1,927		5,695	3,286	2,409	
	10年超		55,223	48,834	6,388		54,257	48,622	5,635	
	期限の定めのないもの		36,782	906	—		36,868	994	—	
残存期間別残高計			339,210	62,679	12,651		339,311	62,192	11,086	

- （注） 1. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残高も含めています。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	令和4年度					令和3年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	35	36	—	35	36	39	35	—	39	35
個別貸倒引当金	36	41	0	36	41	32	36	—	32	36
合 計	71	77	0	71	77	72	71	—	72	71

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分			令和 4 年度						令和 3 年度					
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
					目的 使用	その 他					目的 使用	その 他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	2	—	—	2	1	—	0	—	—	0	2	—	—
	個人	33	41	—	33	40	—	31	36	—	31	33	—	—
業種別計		36	41	—	36	41	—	32	36	—	32	36	—	—

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和 4 年度			令和 3 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	—	11,204	11,204	—	10,441	10,441
	リスク・ウェイト 2%	—	17	17	—	21	21
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	35,014	35,014	—	35,754	35,754
	リスク・ウェイト 20%	100	237,039	237,139	—	238,194	238,194
	リスク・ウェイト 35%	—	494	494	—	7,436	7,436
	リスク・ウェイト 50%	5,618	—	5,618	5,124	—	5,124
	リスク・ウェイト 75%	—	2,431	2,431	—	2,164	2,164
	リスク・ウェイト 100%	—	25,045	25,045	—	24,492	24,492
	リスク・ウェイト 150%	24	2	26	19	0	20
	リスク・ウェイト 250%	—	13,361	13,361	—	13,606	13,606
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		5,742	337,500	343,243	5,144	345,002	350,146

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（62ページ）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和4年度		令和3年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	100	—	99
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	86	8,435	119	921
抵当権住宅ローン	—	33	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	47	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	86	8,616	119	1,021

- （注）1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（65ページ）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（60 ページ）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和 4 年度		令和 3 年度	
	連結貸借対照表 計上額	時価評価額	連結貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	2,479	2,479	2,478	2,478
合 計	2,479	2,479	2,478	2,478

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 4 年度			令和 3 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 4 年度		令和 3 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 4 年度		令和 3 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 4 年度	令和 3 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,187	2,482
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（63 ページ）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,435	2,729	273	239
2	下方パラレルシフト	△3,233	△1,633	8	—
3	スティープ化	2,750	3,017		
4	フラット化	△1,549	△1,049		
5	短期金利上昇	53	56		
6	短期金利低下	398	126		
7	最大値	2,750	3,017	273	239
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	19,154		19,012	

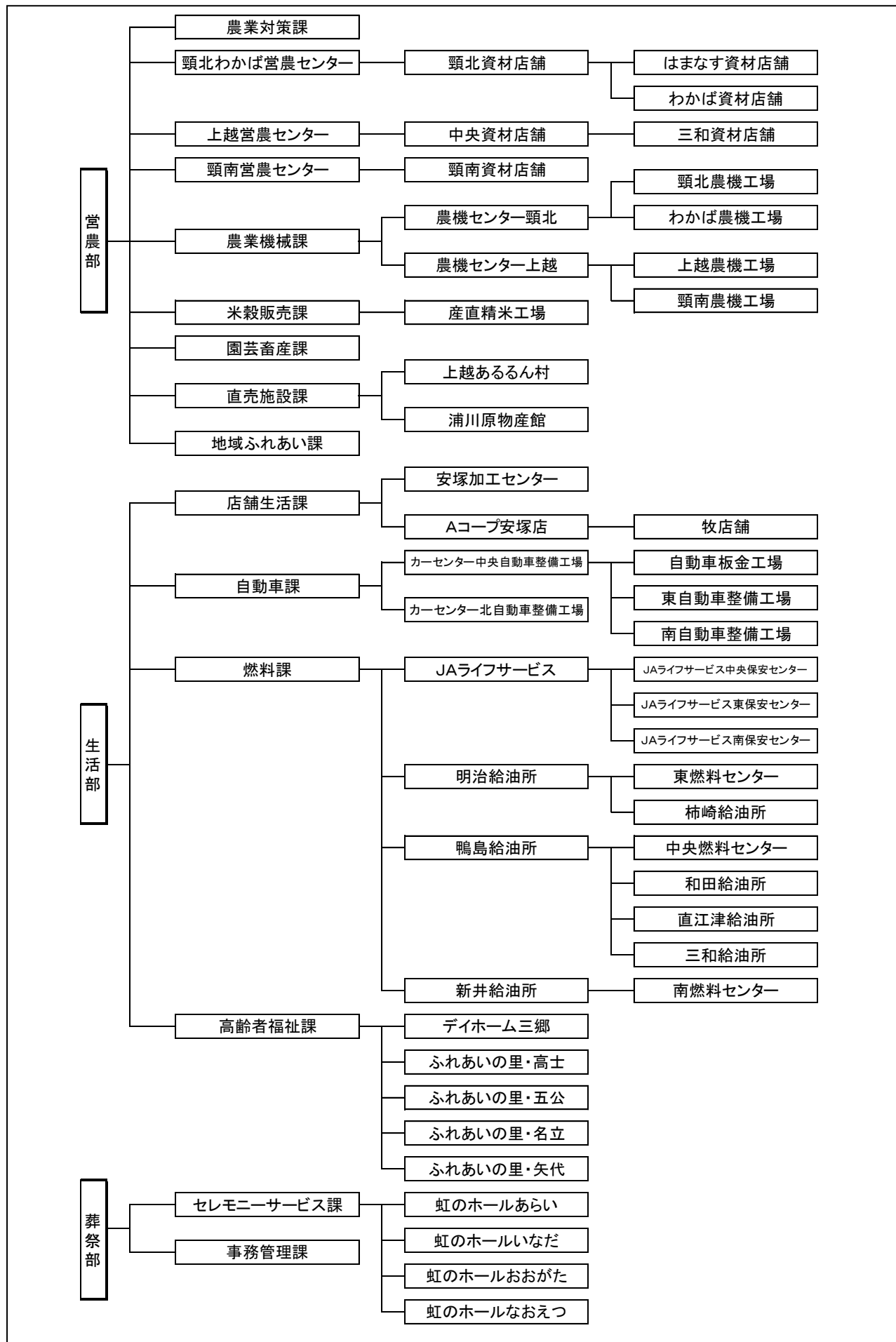
- (注) 1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

財務諸表の正確性等にかかる確認（要請及び取り組み方針）

確 認 書

1. 私は、当JAの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - （1）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - （2）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - （3）重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月30日
えちご上越農業協同組合
代表理事理事長 山岸 雅行



2. 役員構成（役員一覧）

（令和5年2月28日現在）

役 職	常勤・非常勤の別	代表権の有無	氏 名
経営管理委員会会長	常 勤	無	笹原 茂
経営管理委員	非常勤	無	関原 英精
経営管理委員	非常勤	無	峯村 弘
経営管理委員	非常勤	無	長井 幸夫
経営管理委員	非常勤	無	小林 正
経営管理委員	非常勤	無	尾崎 祐三
経営管理委員	非常勤	無	武田 敏一
経営管理委員	非常勤	無	小島 藤吉
経営管理委員	非常勤	無	早津 修一
経営管理委員	非常勤	無	渡邊 清
経営管理委員	非常勤	無	佐藤 文夫
経営管理委員	非常勤	無	関川 貞行
経営管理委員	非常勤	無	野呂 和男
経営管理委員	非常勤	無	橋本 玲子
経営管理委員	非常勤	無	前田 孝信
経営管理委員	非常勤	無	古川 一広
経営管理委員	非常勤	無	加藤 謙太郎
経営管理委員	非常勤	無	飯田 英人
経営管理委員	非常勤	無	渡辺 孝治
経営管理委員	非常勤	無	藤山 作次
経営管理委員	非常勤	無	吉越 春男
経営管理委員	非常勤	無	川村 康夫
経営管理委員	非常勤	無	西山 学
経営管理委員	非常勤	無	外立 正剛
経営管理委員	非常勤	無	横尾 秀夫
代表理事理事長	常 勤	有	羽深 真一
代表理事専務理事	常 勤	有	山岸 雅行
常務理事	常 勤	無	高山 孝次
常務理事	常 勤	無	永田 敬一郎
常務理事	常 勤	無	岩崎 健二
常勤監事	常 勤		伊倉 勝
監 事	非常勤		峰村 義和
監 事	非常勤		内山 幸栄

3. 組合員数

（単位：人、団体）

区 分	令和4年度	令和3年度	増 減
正組合員	15,881	16,401	△520
個 人	15,686	16,208	△522
法 人	195	193	2
准組合員	22,166	22,265	△99
個 人	21,181	21,270	△89
法 人	985	995	△10
合 計	38,047	38,666	△619

4. 組合員組織の状況

(令和5年2月28日現在)

組織名	構成員数
農家組合(880 組織)	17,936 人
青年部	
安塚地区青年部	18 人
浦川原地区青年部	23 人
大島青年部	16 人
大湊地区青年部	16 人
頸城地区青年部	18 人
吉川地区青年部	10 人
高田地区青年部	46 人
直江津地区青年部	42 人
上越地区青年部	12 人
三和地区青年部	11 人
清里地区青年部	18 人
牧地区青年部	20 人
名立青壮年部	14 人
新井地区青年部	22 人
板倉地区青年部	46 人
女性部	
JAえちご上越女性部	1,084 人
年金友の会	21,808 人
助けあい組織	
JAえちご上越助けあい組織	165 人
生産組織連絡協議会	
JAえちご上越農業生産組織連絡協議会	23,952 人
園芸	
JAえちご上越えだまめ部会	45 人
JAえちご上越ブロッコリー共販部会	24 人
JAえちご上越越の丸なす部会	8 人
JAえちご上越花卉部会	11 人
JAえちご上越いちじく部会	11 人
JAえちご上越自然薯部会	39 人
JAえちご上越アスパラ菜部会	33 人
JAえちご上越ハウス研究会	17 人
JAえちご上越あるるん畑利用組合	745 人
JAえちご上越浦川原物産館利用組合	307 人
園芸関係部会	292 人
稲作	
頸北地区稲作部会等	188 人
上越地区稲作部会	211 人
採種	
新井水稻採種部会	44 人
清里水稻採種部会	13 人
JAえちご上越大豆採種組合	3 組織
畜産	
酪農部会	7 人
肉用牛部会	12 人
大豆・そば組織	4 組織

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

代理業者はありません。

6. 地区一覧

新潟県上越市・妙高市（2市）

7. 沿革・あゆみ

年 月		できごと
昭和 61 年	1 月	新潟県「広域 J A 合併構想」が策定される
平成 9 年	6 月	上越地区連絡協で「上越地区一円広域 J A 合併取組方針」を確認
	9 月	「上越地区広域 J A 合併研究会」を設立
平成 10 年	4 月	総代会提出中間報告資料として研究資料第 1 号を発行
平成 11 年	1 月	研究資料第 2 号を発行し集落座談会の意見を集約
	5 月	研究資料第 3 号「合併 Q & A」を発行
	7 月	合併協議会設立
	9 月	研究資料第 4 号発行
	11 月	新 J A 名「えちご上越」に決定
平成 12 年	1 月	研究資料第 5 号発行。同年 1 月～2 月財務確認調査・監査実施
	3 月	市町村長立ち合いのもとに合併予備調印式を挙行
	5 月	合併（臨時）総会にて 7 J A が合併を決議 上越市藤巻の J A 上越会館を新 J A の本店とする
平成 13 年	3 月	「J A えちご上越」が発足
平成 16 年	5 月	第 3 回通常総代会にて「経営管理委員会制度」の導入、 「J A 改革」（26 支店構想等）を決議
	11 月	10 支店・2 出張所を 8 支店（安塚・谷浜・三和・清里・牧・板倉・ 関山・妙高高原）に統合
平成 17 年	5 月	第 4 回通常総代会にて経営管理委員 36 名を選任、 経営管理委員会制度の導入開始
	11 月	12 支店・7 出張所・1 店を 6 支店（はまなす・頸城・上越・新井・泉・ 大島）に統合
平成 18 年	11 月	6 支店・3 出張所を 5 支店（吉川・和田・中央・春日・有田）に統合
平成 19 年	2 月	3 支店・1 店を 2 支店（八千浦南川・名立）に統合
平成 20 年	5 月	第 7 回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 23 年	12 月	2 支店を 1 支店に（新井）に統合
平成 23 年	5 月	第 10 回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 24 年	3 月	「J A えちご上越 総合ポイント制度」の導入
平成 26 年	1 月	J A えちご上越マスコットキャラクター「えこもりん」の誕生
	5 月	第 13 回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 28 年	7 月	地産地消複合直売施設「あるるんの杜」の開店
平成 29 年	5 月	第 16 回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 30 年	4 月	「上越あるるん村」（あるるん畑、あるるんの杜、あるるんの海）の開店
令和 元年	5 月	「新たな J A 合併構想の推進」決議を受け、J A ひすい と「合併研究 会」を設立
	6 月	「妙高はねうまカントリーエレベーター」の稼働
令和 2 年	5 月	第 19 回通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
令和 4 年	10 月	「上越地区 J A 合併研究会」から「合併協議会」に移行

8. 店舗等のご案内

店舗名	住 所	電話番号	A T M台数
本 店	上越市藤巻 5 番 30 号	025-527-2001	1

【上越地域】

店舗名	住 所	電話番号	A T M台数
和田支店	上越市大和 2 丁目 4 番 30 号	025-524-2701	1
中央支店	上越市大字上中田 990 番地	025-524-3930	1
春日支店	上越市春日山町 3 丁目 3 番 17 号	025-523-2885	1
有田支店	上越市春日新田 5 丁目 3 番 30 号	025-543-2661	2
谷浜支店	上越市大字有間川 465 番地 1	025-546-2331	—
上越支店	上越市大字長面 94 番地 1	025-524-6444	2
富岡出張所	上越市大道福田 615 番地	025-523-5330	—
三和支店	上越市三和区野 820 番地	025-532-2311	1
清里支店	上越市清里区荒牧 1068 番地 1	025-528-3131	1
牧支店	上越市牧区柳島 803 番地	025-533-6121	1
名立支店	上越市名立区名立大町 4211 番地	025-537-2211	1

【頸北わかば地域】

店舗名	住 所	電話番号	A T M台数
安塚支店	上越市安塚区安塚 2544 番地	025-592-2019	1
浦川原支店	上越市浦川原区顕聖寺 195 番地 1	025-599-2331	1
大島支店	上越市大島区岡 3320 番地 22	025-594-3346	1
はまなす支店	上越市柿崎区柿崎 3337 番地 1	025-536-2283	1
大潟支店	上越市大潟区土底浜 3035 番地の 1	025-534-3121	1
頸城支店	上越市頸城区百間町 310 番地の 2	025-530-2321	1
八千浦南川支店	上越市頸城区上吉 194 番地 5	025-531-0717	1
吉川支店	上越市吉川区片田 1500 番地	025-548-2323	1

【頸南地域】

店舗名	住 所	電話番号	A T M台数
新井支店	妙高市朝日町 1 丁目 7 番 9 号	0255-72-2260	2
泉支店	妙高市大字下濁川 1846 番地 1	0255-75-2322	—
中郷支店	上越市中郷区二本木 1372 番地 1	0255-74-2033	1
板倉支店	上越市板倉区針 881 番地 4	0255-78-2311	1
関山支店	妙高市大字関山 1185 番地	0255-82-2002	1
妙高高原支店	妙高市大字田口 291 番地	0255-86-3121	1

【店外A T M】

名 称	所 在 地	A T M台数
厚生連上越総合病院店	上越市大道福田 616 番地 上越総合病院内 1 階	1
上越ウイングショッピングセンター店	上越市大字富岡 539 番地 2 ウイングショッピングセンター内 1 階	1
なおえつ保倉店	上越市大字上名柄 731 番 1	1
柿崎店	上越市柿崎区柿崎 6332 番地 1	1
新井ショッピングセンター店	妙高市栗原 4 丁目 7 番 11 号 ショッピングセンター内 1 階	1

＜組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第 204 条関係＞

開示項目	ページ	開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項		・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産	46
○業務の運営の組織	105	その他担保物、農業信用基金協会保証、その他	
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	107	保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及	
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の	43	び債務保証見返額	
氏名又は名称		・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）	46
○事務所の名称及び所在地	110	の貸出金残高	
○特定信用事業代理業者に関する事項	109	・主要な農業関係の貸出実績	47
●主要な業務の内容		・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出	46
○主要な業務の内容	13	金の総額に対する割合	
●主要な業務に関する事項		・貯貸率の期末値及び期中平均値	56
○直近の事業年度における事業の概況	2	◇有価証券に関する指標	
○直近の5事業年度における主要な業務の状況		・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、	50
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びそ	43	商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区	
の合計）		分をいう。）の平均残高	
・経常利益又は経常損失	43	・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、	51
・当期剰余金又は当期損失金	43	社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証	
・出資金及び出資口数	43	券の区分をいう。次号において同じ。）の残存	
・純資産額	43	期間別の残高	
・総資産額	43	・有価証券の種類別の平均残高	50
・貯金等残高	43	・貯貸率の期末値及び期中平均値	56
・貸出金残高	43	●業務の運営に関する事項	
・有価証券残高	43	○リスク管理の体制	8
・単体自己資本比率	43	○法令遵守の体制	11
・剰余金の配当の金額	43	○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取	7
・職員数	43	組の状況	
○直近の2事業年度における事業の状況		○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11
◇主要な業務の状況を示す指標		●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質	44	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は	19
事業純益、コア事業純益及びコア事業純益		損失金処理計算書	40
（投資信託解約損益を除く。）		○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他	44	・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	48
事業収支		・危険債権	48
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、	44	・三月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・正常債権	48
利息、利回り及び総資金利ざや		○元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更	48
・受取利息及び支払利息の増減	45	生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以	48
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	56	上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	56	正常債権の額	
◇貯金に関する指標		○自己資本の充実の状況	57
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他	45	○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時	
の貯金の平均残高		価及び評価損益	
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及び	45	・有価証券	51
その他の区分ごとの定期貯金の残高		・金銭の信託	51
◇貸出金等に関する指標		・デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、	51
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形	45	有価証券店頭デリバティブ取引	
の平均残高		○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	50
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金	46	○貸出金償却の額	50
の残高		○会計監査人設置組合にあっては、法第 37 条の 2 第	43
		3 項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	

＜連結（組合及び子会社等）に関する開示項目 農業協同組合施行規則第 205 条関係＞

開示項目	ページ	開示項目	ページ
●組合及びその子会社等の概況		○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び	67	・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその	68
組織の構成		合計）	
○組合の子会社等に関する事項		・経常利益又は経常損失	68
・名称	67	・当期利益又は当期損失	68
・主たる営業所又は事務所の所在地	67	・純資産額	68
・資本金又は出資金	67	・総資産額	68
・事業の内容	67	・連結自己資本比率	68
・設立年月日	67	●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、	67	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	69
総社員又は総出資者の議決権に占める割合		○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	94
・組合の1の子会社等以外の子会社等有す	67	・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
る当該1の子会社等の議決権の総株主、総		・危険債権・三月以上延滞債権	94
社員又は総出資者の議決権に占める割合		・貸出条件緩和債権・正常債権	94
●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの		○自己資本の充実の状況	95
○直近の事業年度における事業の概況	67	○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常	94
		損失の額及び資産の額として算出したもの	

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項」に基づく開示項目

●単体における事業年度の開示事項	ページ
○自己資本の構成に関する開示事項	57
○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	13
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	13
・信用リスクに関する事項	9、59
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	62
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	63
・証券化エクスポージャーに関する事項	63
・オペレーショナル・リスクに関する事項	9
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	63
・金利リスクに関する事項	65
○定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	58
・信用リスクに関する事項	59
・信用リスク削減手法に関する事項	62
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	63
・証券化エクスポージャーに関する事項	63
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	63
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	64
・金利リスクに関する事項	65
●連結における事業年度の開示事項	
○自己資本の構成に関する開示事項	95
○定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	67
・自己資本調達手段の概要	95
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	95
・信用リスクに関する事項	98
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	101
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	101
・証券化エクスポージャーに関する事項	101
・オペレーショナル・リスクに関する事項	101
・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	102
・金利リスクに関する事項	102
○定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	—
・自己資本の充実度に関する事項	96
・信用リスクに関する事項	98
・信用リスク削減手法に関する事項	101
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	101
・証券化エクスポージャーに関する事項	101
・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	102
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	102
・金利リスクに関する事項	102

えちご上越農業協同組合
〒943-0817 新潟県上越市藤巻5番30号
TEL 025-527-2001
<https://www.ja-echigojoetsu.or.jp>
令和5年6月発行